
令和5年 第3回(定例)南部町議会会議録(第3日)

令和5年6月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和5年6月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 埜田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 田子勝利君 書記 亀尾真哉君

書記 赤 井 沙 樹君
書記 高 雄 勇 飛君
書記 角 田 亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 病院事業管理者 足 立 正 久君
総務課長 大 塚 壮君 総務課課長補佐 石 谷 麻衣子君
企画政策課長 田 村 誠君 デジタル推進課長 美 甘 哲 也君
防災監 田 中 光 弘君 税務課長 三 輪 祐 子君
町民生活課長 渡 邊 悦 朗君 子育て支援課長 芝 田 卓 巳君
教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
病院事務部長 山 口 俊 司君 健康福祉課長 前 田 かおり君
福祉事務所長 泉 潤 哉君 建設課長 岡 田 光 政君
産業課長 藤 原 宰君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、埜田光雄君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、1番、埴田光雄君の質問を許します。

1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） おはようございます。1番、埴田光雄です。議長よりお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めは、デジタル関係です。今年度の事業では、デジタル関係が多く見られます。住民にとって利便性向上につながるものをはじめ、この3年間で大きく変化したように感じます。これから町政でデジタルを活用する課題と展望について質問いたします。1つ、コネクテッドカー「どこでもなんぶ号」のこれまでの活動実績を求めます。2つ、役場推進事業、テノヒラ役場の内容を求めます。3つ、地域活性化ポイント導入事業の内容を求めます。4つ、デジタル事業を活用する課題と展望を求めます。

2項目めは、森林環境整備についてです。西部森林組合から議長宛てに、譲与税の有効基準の見直しと有効活用についての要望があり、私もその席に同席いたしました。この一般質問に当たり、西部森林組合に状況を伺ったところ、現在、県造林公社が計画する東上線の林業専用道路の事業を知りました。本線は、今年度から令和13年度にかけて、総延長約4キロの基幹林道です。森林整備は公益的機能ばかりではなく、公社独自のアンケート調査を実施し、経営管理が行われていない森林については町が委託を受け、再委託によって林地を集約化することを容易にすることが可能になり森林管理の適正化の促進につながると説明を受け、森林整備のモデルケースになると思い質問いたします。1つ、令和4年10月に要望があった東上八金線林道専用道整備の予算化を保留にしている理由を求めます。

以上、2項目を壇上より伺いますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。2日目、よろしく願いいたします。

埴田議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、コネクテッドカー「どこでもなんぶ号」の活動実績を求めるについてからお答えしてまいります。昨年4月から活動を開始しましたコネクテッドカー「どこでもなんぶ号」は、通信機器を備えており、こちらから地域に出向き、シニア向けのスマホ教室などのサービスを提供しております。例えば、スマホ教室は、昨年度1年間で28回開催し、延べ377名の方に参加いた

だいております。さらに、マイナンバーカードの申請支援とワクチン接種会場や地域の公民館、保育所などに21回出かけて申請のサポートを行っております。また、今年度からは、まちの保健室などの会場にも出向き、なんでもスマホ相談会としてスマホの細やかなお悩みの相談を受け付ける取組を開始するなど、より皆さんの身近な地域での活動を予定しております。「どこでもなんぶ号」は、通信機器のほか、大型モニターやウェブカメラやパソコンも搭載しておりますので、今後はスマホ教室などに加え福祉分野で活用できないか検討するなど、引き続き町民へのサービス提供に努めたいと思います。

次に、役場推進事業、テノヒラ役場の内容を求めるについてお答えします。現在、夏頃のサービス開始に向けて準備しているところですが、開始時に予定しているサービスとしては、1、人工知能を利用した、捨てたいごみの名前を入力すると人が返答するようにごみの分別を回答してくれる自動会話プログラム機能、2、道路などの損傷箇所を写真と位置情報を添付して簡単に連絡できる機能、3、水道の開閉栓手続や消火栓を利用するための申請が簡単にできる機能、4、学校の欠席や遅刻、早退の連絡機能、5、自分が欲しい情報を選んで受け取ることができる受信設定機能、6、様々な情報へアクセスするための窓口として、ホームページやふれあいバスの時刻表、子育て情報などへの各種リンクを予定しております。また、テノヒラ役場では、マイナンバーカードと公的個人認証機能を利用した住民票等の証明書の請求サービスについても準備しており、9月頃を目標に実装をしたいと考えております。こちらは、交付申請と手数料の決済がLINE上でできるもので、証明書の交付は郵送となります。テノヒラ役場は、各種行政手続のほか、住民アンケート、お知らせや予約などでも活用できますので、例えばこの冬に実施するピロリ菌検査の受付でも活用する予定です。今後、メニューを増やして、住民の利便性の向上につなげていきたいと考えております。

南部町公式LINEの友達は、現在のところ約1,200名でございますが、サービス開始に当たっては、広報誌や各種SNSで案内するほか、スマホ教室でも利用方法を説明し、友達の数を今年度末までに1,500人、来年度末までには2,000人以上に増やすことを目標にPRしたいと考えています。

次に、地域活性化ポイント導入事業の内容を求めるについてお答えします。地域活性化ポイント導入事業の内容は、南部町内限定で利用できる電子マネーの導入を行い、町民の皆様にご地域通貨の入ったカードをお配りするものです。地域通貨とは、紙幣としてではなく電子マネーとして発行し、限定された地域内で流通する独自の通貨のことをいいます。この地域通貨は、買物で使用する、または現金をカードにチャージすることでポイントがたまる仕組みです。このたまった

ポイントは、買物に使用することができます。

本事業の目的ですが、大きく分けて2つあります。1つ目は、地域経済の活性化です。町内店舗での買物に限り使用できるポイントですので、町外のお店で使用する事なく、地域の中でお金が回っていく仕組みとなります。ポイントがたまり、町民の消費意欲を喚起して、町内店舗の売上げが伸びる効果を期待しているところです。2つ目が、まちづくりに対する町民参画を促進することです。例えば、健康教室への参加や各種ボランティアなどに参加すると、特典としてポイントを進呈する、受け取ったポイントは町内店舗での買物に使用できる。このように、ポイントという特典を設けることで、町の事業に対する町民の積極的な参加が増えることを期待しているところがございます。このまま人口減少が進んでいけば、地域経済に対する影響も大きく、地域住民に対するサービスを維持することが困難になることも考えられます。このような状況を打破するには、地域経済を循環させる仕組みを構築し、内需を拡大することで住みよいまちづくりを目指していく必要があると考えているところがございます。

続いて、デジタル事業を導入する課題と展望を求めるとお答えします。デジタル事業導入の目的は、人口減少社会にあって、持続可能で住みよい暮らしを実現するため、デジタル技術の活用により市内業務の効率化を図り、人的資源を住民サービスの向上につなげることと認識しています。一例として、公文書の押印の廃止、電子申請の活用、町民生活課窓口における各種手数料のキャッシュレス化、町民生活課と税務課の一部業務にコンピューター上で行える作業を、人に代わり自動で行ってくれるシステム、RPAと申しますが、このRPAの導入を行ってきました。さらに、今年度予算では、職員が業務で利用するL G W A N用P Cでインターネットの閲覧や外部とのメールがスムーズにできるよう、ネットワークの改修や保健師が訪問先で利用できる持ち運び可能なモバイル端末等の導入を行う予定です。このように、業務の効率化やリモートワーク環境を整備することで、職員が地域に出かけやすくなり、町民の皆さんと共に地域課題に取り組めるようになるものと考えています。

一方で、デジタル技術の活用にはコストやセキュリティー確保などの課題があるものも事実です。デジタル技術は日進月歩で、様々なシステムやサービスが開発されています。限られた予算の中にあって、南部町の現状と財源を見ながら、考えながらよりよい方法を選択し、デジタル化によって町民生活の向上に努めていきたいと考えております。

また、南部町では、デジタル社会の進展に伴い、様々なサービスを利用していくに当たってスマホが必須なものになると考え、高齢者などデジタルが苦手な方が取り残されないよう、スマホ教室を継続して開催してまいります。その中で、スマホの画面が小さくて見えにくいという声が

上がっており、行政サービスのデジタル化に当たっての課題の一つとして認識しています。また、デジタル社会の進展で、人と人のつながりが希薄になるのではないかという意見もありますが、南部町では高校生や青年団などの若者がデジタルリーダーとして高齢者向けのスマホ教室の講師として活動しており、参加者の皆さんからも好評です。このように、デジタル技術を介してコミュニケーションが生まれ、人と人がつながり地域活動の活性化が図れるよう、デジタル技術が地域の潤滑油の役割を果たすことができると考えておるところです。

次に、森林環境整備について御質問をいただきました。令和4年10月に要望のあった東上八金線林業専用道整備に係る町負担の予算化を保留している理由を求めるについて御答弁いたします。議員の御質問のとおり、昨年11月に公益財団法人鳥取県造林公社から、本町東上地内で令和5年度から計画着手される林業専用道切塞奥線の開設に当たり、南部町の財政負担を求めたいという御要望を聞きました。計画概要は、東上地内を起点とし八金地内を終点とする計画延長4,000メートル、幅員3.6メートルです。計画期間9年間、令和5年から令和13年、総事業費が約1億8,000万円で、令和5年度の実施計画が、延長500メートル、事業費が2,000万ということです。事業費に対しまして、国、県の定額補助金を活用し、残った県造林公社の事業費用に対し、県の補助金額の2分の1に当たる額を上限として町にも予算化してほしい旨の内容がありました。

予算化を保留している理由とのことですが、林業専用道、あるいは森林作業道は、森林集約化の促進、素材生産性の向上や搬出などの生産コストの低減等により、森林施業の利益率の向上を目的に森林所有者または森林管理者が開設されるものと認識してるところでございます。昨今の社会情勢等により、森林施業の収益率の低下など大変厳しい状況にあることは理解しますが、町独自の補助制度の新設に当たっては、補助対象事業者が特定されることや、他の民有林への影響など、また、本町はもとより県西部地域内でも同様の補助制度を運用してきた実績はなく、事業投資に対する効果など十分な検討が必要であると判断したため、令和5年度の予算計上を見送ったものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（景山 浩君） 塚田光雄君の再質問を許します。

1番、塚田光雄君。

○議員（1番 塚田 光雄君） ありがとうございます。では、1つずつ再質問させていただきます。

まず、コネクテッドカー「どこでもなんぶ」の実績等についてですが、昨年から28回、37

7名の方が参加ということですが、すみません、聞き漏れかもしれませんが、これ昨年度の実績内容なのか、今まで、近々までの回数や人数なのかを、すみません、もう一度教えてください。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。昨年度の1年間、ですから3月末までの回数と参加していただいた方の人数になります。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 昨年度、今年に入って、3月、4月以降、今年度も開催はされると思うんですけど、参加される方の人数といいますか参加率といいますか、これは回を重ねるごとに増えているような状況かどうかをちょっと確認させてください。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。スマホ教室の参加者が増えているかどうかということですが、これは一概に言えませんので、15人、20人近く参加される回もあれば、10人に満たないという回もございまして、内容とか開催場所によってそれぞれですというのが実態です。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） これは各振興協議会単位での申込みだったと記憶はしておりますが、大体これ全部、町内取りあえず一通り参加申込みがあったのでしょうか。それとも、まだこういうのに手を挙げてない地区もあったのかをちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。昨年度、コネクテッドカーを導入した際に町内の全ての振興協議会のほう回らせてもらいまして、こういったスマホ教室、あるいはマイナンバーカードの申請支援のサービスができますというふうに御案内いたしました。それで、スマホ教室に関しましては、全ての地域振興協議会での開催とはなっておりません。開催していないのが、法勝寺と手間山だったと思います。その理由なんですけども、法勝寺に関しましては、すぐそばのキナルなんぶのほうで毎月ソフトバンクさんのスマホ教室を開催されてますので、そちらのほうに参加されてるので振興協議会としてわざわざしなくてもいいじゃないかというお話をいただいたので開催しておりませんし、手間山も同様に、まんてんホールのほうでスマホ教室等開催しておりますので、振興協議会として御依頼は受けておりません。ただ、今年度に関しましては、手間山につきましてはちょっと調整をしておりますので、開催できるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） この活動の中ではちょっと私も不確認ですが、今現在、東西町さんだったと思うんですけど、公文書のペーパーレス化というモデル地域だったと思うんですが、現在というかその率っていうのは東西町の中でも伸びていますか、それとも現状のまんまのような状況でしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。東西町でのペーパーレス化の進捗状況ということですけれども、東西町で約36%と聞いています。会員数が395世帯、そのうちペーパーレス化に参加されている世帯が144ということ聞いてます。新たに参加される世帯もありますけれども、逆にペーパーレス化をやめられる世帯もあるというふうに聞いておりますので、一長一短という形でございます。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） 今現在、東西町さんだけだとは思いますが、今後、こういったペーパーレス化を全町内に広げていきたいというお考えはありますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。やはり、ペーパーレス化っていうのは今後必要になってくるというふうに十分考えておりますし、区長さんが集まる機会ですとかそういったところを通じまして取組を御説明をさせていただいてるところはございますけれども、やはり先ほども答弁の中でもありましたけれども、高齢者が多いといったところで、ペーパーレス化にはそぐわないといった区長さんもいらっしゃいます。それから、やはりスマホの画面が小さいってということがありまして、紙面で見たいという方がかなり多かったということ聞いております。なかなかほかの集落では導入が進んでませんけれども、できるだけ小さいところからでも結構ですので、ちょっとずつでも進めていきたいと思っております。昨年も私、区長をしておりまして、清水川28軒ぐらいしかないんですけど、その中でも話をさせていただきましたけれども、やはりネックになっているのは高齢者がまだスマホを持ってないとか、スマホにまだ不案内だという形のお話が多かったんですけども、若い人たちは特に興味を持って聞いていらっしゃいましたので、できるだけそういった方向に進んでいきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） 昨日からいろいろ、不感地域とか防災の連絡等々の質問があったかと思いますが、こういったのも、そういった町から発信する情報というのはいち早くできるこ

とだと思いますし、やはり何かあったときにはそういった情報というのは町民は特に知りたいというところもあります。これが、このペーパーレス化というか公文書の配付につながるかどうかはちょっと私も今、分かりませんが、やはりそういった情報を発信し、受け取っていただくという面もあると思いますので、このコネクテッドカーでのスマホ教室等々を含めて、今後もそういった説明なりを丁寧にしていただきたいと思います。

続きまして、テノヒラ役場です。これは、それこそ先ほどの言葉ではないんですが、特に若い方、町外にお仕事に出られて日中役場のほうに来庁ができないという方にはかなり関心を持ちまして、特に住民票等のコンビニ交付についてなんですが、南部町ではしないのかとか、役場に来れるのは土日なので、そういった窓口を土日、数時間でもいいので開けていただけないのかというようなことも相談というかお話は聞いております。その中で、コンビニ交付のことも今年度なり出てきましたので、関心のほうは高まっていると私は感じております。そこで、コンビニ交付につきましてですが、9月頃をめどにということですが、私が気になってるところは決済の利用料についてなんですが、窓口では300円とか350円でしたかね、ちょっと私、今思い出せないんですが、これがコンビニ交付とか郵送という言葉も聞きましたけど、そういったことで費用がかかってくるんじゃないかなと思うんですが、今現在、決まっているかどうか分からないんですけど、そういった料金体制についてはどんなふうになりそうなのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。今御指摘のありましたテノヒラ役場の件ですけれども、ちょっと説明させていただきますと、テノヒラ役場といいますのは、スマホやタブレットで使えますLINEを使っていろいろな手続きができるようにする事業であります。その中の一つとして、LINEを使いまして住民票等の証明書の申請サービスができるというもの9月頃には実装をしたいと考えております。今御指摘のありましたコンビニ交付は、このテノヒラ役場とはまた別でして、今年度予算で認めていただいておりますので今年度末ぐらいになりますけれども、証明書等がコンビニで、その場で自動交付が受けられるというものでありまして、テノヒラ役場とはまた別のものであります。そこをまず御説明させていただきました。

それから、御質問のありましたテノヒラ役場における証明書の交付の手数料ですけれども、現状としましては、ほかのこのようなスマホのLINEから証明書等の申請、交付を、サービスを提供している自治体の状況を見ますと、窓口での証明書発行手数料と同額としているところがほとんどですので、南部町としても今のところでは同額で考えているというところでありまして、以

上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） そうですね、先ほどこういったコンビニ等での申請はマイナンバーカードが必要になってくると思います。今、様々な問題が起きていて不安に思っている方がいるとは思いますが、それについてはこの後、しっかりと議論があると思いますので私のほうはそこには触れないようにはしたいと思うんですが、今現在なんですけど、マイナンバーカードで何ができるのっていうお問合せというか、質問というのがいまだに私にも来ますので、町内がメインになるかもしれませんが、マイナンバーカードでできることをいま一度教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。今現在、マイナンバーカードでできることという質問ですけれども、マイナンバーカードにはマイナンバーが載っておりますので、マイナンバーを証明する書類になります。そのほか、行政手続のオンライン申請、こちらはテノヒラ役場ですね。あとは、身分証明書として使えます。そのほか、コンビニでの各証明書が今年度末ということになっております。あとは、そのほか民間のオンライン取引などで利用することもできる予定になっております。また、健康保険証としての利用や薬剤情報、特定健診情報の閲覧利用、あと国内外での利用可能なワクチン証明書の取得、あとは確定申告での医療費控除やふるさと納税手続のオンライン完結等が行われるようになっております。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） 先ほど触れないとは言いましたが、ちょっと怖いなどは思うところはその保険証です。西伯病院でももちろん使われると思うんですけど、私の中でマイナンバーカードとかそういうことには直接関係ないかもしれませんが、診察の待ち時間とか支払いでの待ち時間ってというのが、西伯病院に限らないかもしれませんが、かなりというか長い感覚がします。確かに、お買物して、決済をして帰るといった単純なものではありませんので待ち時間等々あると思いますが、今現在、西伯病院さんでは小児科さんですかね、デジタルというかネットでの予約というのがこの4月からホームページのほうでも載ってはいたんですけど、まだ1か月、2か月の話なのでそういった評価というか内容というのはあまりデータ的には残ってはいませんが、小児科さんだけでそういったオンラインで予約ができるようにしたという経緯というか理由というのが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 事務部長でございます。小児科のウェブ予約、この4月から開始しました。ウェブによる診療予約ができるようにしました。これまでは電話予約でやってたんですけども、患者さんの利便の向上、実際電話で看護師が診療予約とか受け入れたりしまして、長い時間電話で対応してまして、なかなか電話がつかない、患者さんはつかないっていう状況がありましたので、並行してウェブ予約というのをしました。当日のお子様の急な体調不良による当日の診療の時間予約ですとか、あるいは定期受診や予防接種の予約、これスマホでいつでも簡単にできるというようなことでございます。4月から始めて、少しデータは取りましたけれども、実際ウェブ予約の割合が確実に伸びてるところでございます。これによって、当然患者さんの利便も向上して、実際に便利ですねという声も聞いております。何よりも、診察の業務が効率化が図られた、電話予約で手が取られていた看護師がほかの業務に対応できるようになった、もろもろいいことがあります。当然、時間の短縮やお母さん方のストレスの解消にもなっておりますので、小児科を皮切りにそういうウェブ予約、診療予約を始めたところですが、ほかの診療科にも徐々に広げていくようなことも考えていきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、塚田光雄君。

○議員（1番 塚田 光雄君） ぜひ全科、そういったシステムが導入されてスムーズな、診療を受けるまでの時間ですかね、先着順っていうことはかなり早く行って長く待つということもあったと思います。私も1時間ぐらい何か待ったような記憶が過去あったんですが、それと、あとは支払いのときにあそこの待合室ですかね、席に座っている、実際そんなにたっちはいないのかもしれないんですが体感時間が物すごく感じる、特に私あまり病院に行かないもので、そこにいるというのがかなりストレスがあるので多分長く感じてるところもあるもので、一概には言えませんが、県内で市立等々の病院をちょっと簡単に検索してみたんですけど、鳥大さんなんかは「とりりんりん」とかという診察受付や呼出しアプリというのを導入されて、診察時間が近づくと呼出し音で通知が行われるということで、必ずしも待合室の椅子に座ってなくても近くで時間を過ごせるというところは私はメリットがあるのかなとは思いますが、あとは鳥取市の病院ですかね、診察状況をお知らせしますというのが、混み時間とかそういったのが分かるシステムかとは思いますが、あと後払い機能なんていうのもこれに何かあるようで、内容は詳しくは調べてはいませんけど、この字を見る限りは診察受けたらもう帰っていいのかなみたいな、後でスマホ決済なり電子決済ができるのかなと、違ってたら申し訳ありませんがそんなイメージがあります。西伯病院でそれが導入ができるか、予算のこともありますので簡単には言えませんが、そういった待ち

時間を椅子で過ごすではなく、車とか外とか、こういった呼出しとかでもというようなアプリなのかシステムなのか分かりませんが、こういうのは導入ができるんならすごく利便性といえますかストレスが緩和できるんじゃないかなと素人的に思ったんですが、こういう考えについて、病院として何か御意見があれば教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。先ほど待ち時間の対応ということで御紹介をいただきました。鳥大病院の対応、そのほかの病院の対応ということでも伺いました。一番は、待ち時間をできるだけ解消するという取組をまずしていかないといけないというふうには思いますけども、今、御提案のあったような形、アプリなのか呼出しベルであったりということとを貸し出して時間が来たらベルを鳴らすってということであろうかと思えますので、患者さんの利便性の向上に向けての取組として、また病院内でも検討してみたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、塚田光雄君。

○議員（1番 塚田 光雄君） ぜひ検討していただく、患者さんだけではなく、働いておられる看護師さんや事務の方の働き方改革ということもあると思いますので、そういったAIとかデジタルでできる仕事はそちらにさせていただいて、有効的な時間の使い方とかを追求していただければいいと思う。西伯病院に限らずだと思います、教育現場でもそうだと思いますし、行政の仕事でもそうだと思いますので、近々にできることではないと思うんですけど、前向きに検討していただけたらと思います。

それと、続きまして、地域活性化ポイント導入事業です。今年の夏頃でしたかね、できるというかそういったスケジュールで進められていると思いますが、まだ、それこそ今年度が始まって間もないのでそこまで進捗している状況ではないと思うんですけど、最初、カードを町民の方に配るといふ答弁があったと思うんですけど、まずはこの配る人の対象は町民全員、赤ちゃんからお年寄りまでなのか世帯でなのかを再度というか確認したいと思います。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。カードを配る対象ということでございますけども、生まれた赤ちゃんからお年寄りまで、全ての町民の方に配布する予定でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、塚田光雄君。

○議員（1番 塚田 光雄君） それしますと、赤ちゃんは使えませんが、それを管理します。ポイントが最初ついてくると思うんですけど、通常ポイントカードとはちょっと違うかもしれませ

んけど、ポイントって有効期限が来たら切れると思うんですけど、赤ちゃんって多分しばらく使えないと思うんですが、赤ちゃんに付与したカードに入ってるポイントがなくなるという単純なイメージなんですけど、ほかの方、親御さんも含めてですが、あまり違ったほかの人のカードを使うというのはあまりよくないかなと思うんですけど、ポイントの有効期限とかっていうのもし今現在分ければ教えていただきたいと思いますし、その赤ちゃんのポイントを有効期限内にどうというような検討をされているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。ポイントの有効期限と、赤ちゃんなどのカードが使えない方々に対してということでございますけども、現在、商工会と準備委員会というのを立ち上げておまして、その中で議論しているのは、いずれにしてもこの事業を導入するに当たって資金決済法の許可が要ります。その資金決済法の許可を取る段階で、ある程度有効期限というものが設定されますので、最長っていうところがどれくらいかというところを今現在議論してるところです。一番その中で実行できそうだなというところで御意見を今まとまりつつあるのは、3年は有効期限を持つというものでございます。また、そのカード自体を使えないというような方々に対してですけど、これ商品券を全ての方に配布したときと同様というか、そこら辺は家庭内の合意形成というか総意の中で上手に使っていただくというような形を取ってもらうのが一番よいのかなという具合には思っているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 多分、カードには名前とかっていうのは刻印がされなければ、中にお金というか電子マネーっていうのも入ると思うんですけど、じゃあこれは使われるというか企業側への説明になるかもしれませんが、名前とか明らかに男性、女性と分かるような名前が使われる方が違っていても特に、違反という言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういうところは気にせず決済してくださいというような企業へのお願いの仕方というような考えでよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。カードを使うときに、事業者側が誰が使ったか分かるかどうかというような御質問だと思いますが、6月1日にプロポーザルを実施しまして事業者が決定したとこでございます。その事業者の提案の中のカードの運用を確認しましたところ、カードには一連の番号だけ、番号とポイントだけを入れて管理をします。大本の端末というものを役場と、それから商工会のほうで置かせていただいて、カードに番号がつく中で、あと

は個人の名前であるとかということでは大本の端末の役場だけがひもづけをするというような形で、万が一紛失した場合にすぐ誰のだれべえさんから連絡があって止めれるだとか、そういったようなところのセキュリティーの対策をするための今の端末での管理をするというようなことになっておりますので、事業者の方々が精算するときには、特にそういった個人情報がかかるというような状況のカードにはならないというところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） 始まったばかりですのでまだそこまで聞けません、私個人的には、この地域活性化ポイント導入事業というのはとても楽しみというか重要になってくる事業だと感じております。全ての事業所がこれを使って決済ができるかどうかというのちょっと私は疑問はありますが、それにしたって、これから使えるところも増えてくると思います。事業所や公的機関でも使えるようになればいいなとは思っています。

そうしますと、続いての2項目ですかね、林業関係のほうをお願いしたいと思いますが、先ほど町長からの答弁の中でもそうだろうなというようなところはあるんですが、この林道、これがつくとつかないではやはり山の活用等々の費用も含めてですがかなり違うと思います。その中で、総延長4キロの中で町行造林地が4か所ほど頂いた資料の中ではあるとは思いますが、こういった作業道、林道がつかないと、とてもちょっと今の時代大変なことだと思います。植えておしまいというものでもないと思います。今現在、ちょっとこの町行造林地、場所によって違うと思うんですが、今何年ぐらいの、何年生の木があるのかっていうのがもし分かれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員が御指摘の町行造林地、計画地の横に4か所ということでお聞きはしております。その場所場所によって契約期間がちょっと違いますので一概には言えませんけれども、大体契約の内容が40年から50年の契約をしております。大体4か所とも契約期間が近づいてきておりますので、大体40年経過をしたものであるというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 1番、埴田光雄君。

○議員（1番 埴田 光雄君） それと、これも確認なんです、以前、町産材を使ったら県の補助に上乘せをするというような制度が、10年ぐらい前でしたか、ちょっと私も今記憶に、何年前かは分からないんですが、あったと思うんですが、今現在この制度って残ってますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時51分休憩

午前9時54分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。県産材を活用した県の補助金と同様に、町の木材を利用していただいたときに町のほうでという補助金制度が以前あったようですけども、現在は要綱が失効しておりまして、適用しておりません。以上です。

○議長（景山 浩君） 1番、塚田光雄君。

○議員（1番 塚田 光雄君） その当時ですが、私もそのときの担当の方に呼ばれまして、検証というか、これ何で使えんだあかっていうような説明、説明というか、検証してほしいというようなことで内容を見させていただきました。先ほど課長が言われたとおり、県の要綱そのままを町に、町産材というようなことで移行されてる、リリースも同じだったと思います。その中で、使えない、使えないというか、使えないと思ったのは、まず認定が取れない、どこが認定するの、町産材っていうところが、町も嫌だ、森林組合さんも嫌だ、製材所というか加工所も、嫌だとは言いません、ちょっと難しいなというようなお答えがあったので、じゃあ、そもそも町産材じゃないんじゃないかっていうところと、あと、リリースが一緒ですので、山から切って、搬入して、加工して、建築会社さんにお渡しするというコストを考えたときに、製品を買ってきたほうがはるかに安いということで、その2点が大きいところかなというところでちょっと使いにくいですねという話をした記憶があります。

そのとき思ったのが、こういった町行造林の木を使って、そういった建築資材を作って、ストックがしてあれば、これを使っていただけるんだったら活用ができるよっていうようなことであれば、その上乘せのというところも使えるなとは思いましたし、今現在もそういったことができるのであれば、やはり民間の山を点々と交渉して切って持ってかえってくるより、こういった町行造林を活用したほうがはるかにコストのほうも安くなるという思いがあります。

この中で、モデルケースということを私、壇上のほうで説明させていただいたんですが、こういった手のついていない山とか受託者さんの集約をするっていうのは、確かにこれは容易になると思いますし、山を管理するに当たっては、とても重要なことだと思います。そのときに、こういった林道のほうが整備されて、そこから作業道を延ばしていったほうがはるかにコスト的にも安くはなりますし、重要なことだと思います。

今、大体40年ぐらいたっているだろうというところですが、ここでちょっと樹種、木の種類はちょっと分からないんですが、恐らく杉とかヒノキとかだと思えます。ゼロカーボンというか、木が二酸化炭素を吸って酸素を吐いてくれる、これのピーク、木によって違いますが、杉やヒノキであれば20年生っているのが一番多く呼吸をしてくれます。大体40年から50年でピークの約半分ぐらいまで落ちます。50年以上たつと、大体もう4分の1ぐらいのそういった吸収量になってきますので、そういった観点から考えても、今40年、そろそろ切りどきではないかというふうに思いますし、これをやはり活用しなければいけないと思います。里地、里山、この里山を守る、山を守るという点でも、皆伐なのか間伐なのかによっても違いはありますが、これを今現在発している道路から作業道を造って入るというのは、ちょっとかなりコストもかかりますし、大変な事業になってきます。そういうのも含めた、災害の面、環境の面、それから今のこの地球問題の件も合わせると、ここだけで済む問題ではありませんが、こういうところもてこ入れをして事業化というか、協力をしていただきたいと思えます。なかなか、今、はい、いいですとかってというのは多分というか、無理だと思うんですが、私個人の意見なんですが、これ補正でもいいので、ぜひ検討して、今年度中に事業化というか予算化がしていただきたいという思いで、私この1点だけの質問を今回させていただきます。

町長、そのお考えというか、意向を教えてくださいたいと思えます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。当地域の中に町行造林があるということを前提でお話もしていきたいと思えますけれども、まず現地の町行造林が本当に機能してるかどうか、伐期齢40年のやつを今50年、60年延ばして契約を延ばそうとしています。先ほど言われましたCO₂の吸着効果は落ちますけれども、今、ほとんど投資対効果がゼロになって、そのままの形で林家の皆さんに、申し訳ありませんという言葉と、本当に40年後、50年後に4対6でお金にするとお約束をして、大切な土地をお借りして、町行造林を町民の税金を使ってやってきたものが、効果がなかったということでは非常に残念ですし、また情けないんですけれども、そのことで効果が上がるということであれば、これはひとつ考えていってもいいと思えます。

ただ、この当地っていうのは、非常に今の花崗岩質のところ、非常に急峻なところ。この路線網も非常に厳しいカーブをくいながら、これが4キロだったですかね、何キロか造っていくということで、非常にこれの管理も大変だろうというふうに思っているところがございます。

まずは、環境税が来年から皆さんにお世話にならなくてはなりません。この環境税の使途というものを私ども考えていかなくちゃいけませんし、まずは南部町の場合には、今回御質問もあり

ましたように、防災上、山の木が荒れたがために、雪によって道路が閉塞されて、孤立するような集落を冬場につくることがないように、事前間伐等も進めていかなくちゃいけないと思ってます。また、団地等に見られますように、のり面が町有地になってます。そこに木は必ず生えてきまして、この管理にもお金を使っていかなければいけないだろうと思ってます。そういうような町に暮らす人々に身近なところからまず手をつけていきたいというふうに考えているところでございます。その中で、まだ十分に余裕があるということであれば、こういうような民間の民有林の支援ということも考えていかなくてもなりませんけども、現在では、非常に厳しいところだと思っています。議論になりますけど、約2,000万程度の環境税をどう使うのかっていったところを、大盤振る舞いで、それもやりましょう、これもやりましょうという、南部町はそういう状況にありませんで、その辺りの財源的なものについても御理解いただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 1番、埜田光雄君。

○議員（1番 埜田 光雄君） 環境譲与税については、今回、今回というか、要望したというか、というのも出ております。私も内容のほうを知って、ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかっていうところもありますので、これは国に対してですが、改善をして改めていただきたいという思いはあります。やはり山に対して使うべきお金でもありますし、整備をしていくために使わなければ、今は昔みたいに架線、線を張って、山の奥から木を出すという業者も少なくはなりませんでしたし、恐らくもうできないと思っております。

その中で、こういった作業道、林道というのは非常に重要なものがあります。山は人が入らなければ、管理をしなければ、どんどん悪くなっていくものですし、また、山を育てるというのも何十年もかかって、人と自然が共に手を取り合ってつくっていくものだと思っております。

その中で、ここだけではないんですが、やはりこういった作業道、林道の整備がある、ここに町も協力をするという姿勢は強く持っていて、ぜひともこういった予算化をしていただきたいと強く申して私の質問終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（景山 浩君） 以上で、1番、埜田光雄君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をいたします。再開は10時25分といたします。

午前10時06分休憩

午前10時25分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、5番、米澤睦雄君の質問を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 5番、米澤でございます。私は、一年中フルーツが楽しめるフルーツ生産で活気があるまちづくりプランについて質問をいたします。

この質問につきましては、昨年の9月議会でこの構想の中核をなすがんばる地域プラン、プランの方向性、このプランは何を目指しているのか等々お尋ねしたところでありますが、いよいよ今年度から五色ヶ丘果樹団地農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業の予算化などの施策の具体案が示されております。この構想には、地域活性化に向けて、また、フルーツロード構想に向けて、多くの町民の方が興味を示されており、また、大きな期待をされているところであります。ぜひとも成功に向けて進んでいただきたい。そこで、これからの構想の具体策について質問をいたします。

このプランでのまず第一の基本は、就農者のための農地と就農者の確保であります。今現在の農地の確保、貸付意向調査の現状と就農希望者の現状をお尋ねいたします。

次に、担い手、就農希望者を確保する取組として、担い手育成総合支援協議会を設立するとありますが、協議会のメンバーと支援の内容についてお尋ねいたします。

次に、農業に興味を持っていただくために農業体験を企画しておられますが、その具体的な内容について伺います。また、県外からの就農希望者に向けて移住体験を考えておられますが、具体的に内容をお示しいただきたい。また、就農希望者がいざ移住となったときの住まいは用意できるのか、その見通しについて伺います。

次に、就農希望者の研修計画について、果樹については、生産部、協力果樹園、また、イチゴの栽培については、関係団体による1年以内の師匠研修が、その後2年以内の実践研修が計画されておりますが、指導内容の計画と指導助言者、研修先の確保はできているのか伺います。

次に、就農希望者の研修には、研修拠点の整備が必要であるとありますが、柿、イチゴの研修拠点の整備、または確保はできているのでしょうか。できているのであれば、それぞれの施設の運営について、どこが責任を持つのか伺います。

次、研修中の就農希望者の生活費について、イチゴの研修に取り組む方には、計画では、地域おこし協力隊制度の活用で、滞在費制度の活用が示されておりますが、柿の研修についてはどのように考えておられるのか伺います。

次、新規就農者については、農業施設等確保支援を行うとありますが、どのような支援を行うのか伺います。

次、令和5年度に計上されております農地耕作条件改善事業計画には、梨、ブドウの苗木、伐根整地、果樹棚など、事業費が1億1,190万円、受益者負担が559万5,000円とありますが、この事業の受益者は何名いるのでしょうか。また、この計画は、新規就農者用のための事業であるのか伺います。

このプランでは、柿、梨、ブドウ、イチゴについてのものではありますが、新規就農者がメロン、桃などの他の果物の栽培を希望した場合の取扱いについて伺います。

その他の取組として、果物の直売所等の拠点整備、観光農園の整備、そして加工品の開発とありますが、フルーツロード構想では、担い手の育成と一体をなすものでありますが、その見通しについても伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、米澤議員の御質問にお答えしてまいります。

一年中フルーツが楽しめるフルーツ生産で活気あるまちづくりプランについてということで、昨年お示ししたがんばる地域プランの具体的な施策内容について多数御質問をいただきました。

まず初めに、農地の貸付意向と就農希望の現状についてお答えをいたします。令和2年度に南部町内の果樹園の利用が後退し始め、廃園化が進んでいる現状を課題として、生産部の主立った方々や関係団体にお集まりいただき、国事業を活用した果樹園の再整備と新たな就農の誘致について意見交換を行いました。そして、まずは南部町最大規模の果樹園であり、専業農家も多い上に共同で利用されるかん水施設の継続した将来利用が心配されている五色ヶ丘果樹園の利用増進を検討することに当面の取組を定めました。

次に、当該果樹園で活動されている生産者にお集まりいただき、園の廃園化の状況を情報共有した上、国事業を活用した園の再整備と新たな就農の誘致について提案させていただき、利用されていない園の貸付意向調査を開始いたしました。これと並行して、広報活動を通じて、梨や柿など果樹農業への参入の募集を行っています。取りまとめの結果は、貸付意向のある農地が約2.5ヘクタール、希望者が10名となっています。希望者の内訳としては、既存の生産者が5名、新たに農業参入を希望される方が5名となっています。その後、事業内容を検討する中で、新規希望者が1名辞退され、現状は9名となっています。

次に、担い手育成総合支援協議会のメンバーと支援の内容についてですが、御質問いただきました協議会について、いまだ設立には至っておりませんが、進めようとしている組織構成と支援内容について御説明いたします。

生産と出荷に関しては生産部やJA等の生産団体、農業改良普及所に、農地に関しては農業委員会事務局や鳥取県農業農村担い手育成機構に、生活や地域との関わりに関しては地域振興協議会や集落、なんぶ里山デザイン機構に参画いただきたいと考えています。設立当初は、総合窓口として産業課が協議会運営の役割を果たしていきたいと考えています。

次に、農業体験や移住体験、住居確保の具体的な計画についてですが、いまだ具体的な計画はできていません。今後、移住定住フェア等に出かけながら具体的な需要を確認し、個別に計画を練ってまいりたいと考えています。

次に、指導内容の計画と指導助言者、研修先の確保についてですが、栽培研修については、御協力いただける先輩生産者と農業改良普及所、研修希望者の打合せと合意に基づいて計画を定めるよう考えております。こちらも協力果樹園の募集等、具体的な動きには至っていない状況ですが、協議会設立の上、順次取り組んでいきたいと思っております。

次に、研修拠点の確保と施設の運営責任についての御質問にお答えします。研修拠点は、いまだ確保も整備もできていません。12月と3月の議会で担当課から御説明した拠点候補地となりそうな地域の土地所有者、あるいは利用権者の方に個別に御協力をお願いしてるところでございます。施設の運営責任については、運営を担い得る担い手があった場合には、町と担い手の間で責任区分を明確化しなければならないと考えています。しかし、誰も経験のない研修拠点の運営ということですので、当面は町が責任を持って運営せざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

次に、柿の栽培研修期間中の支援についての御質問にお答えします。柿に係る就農誘致については、専業に限らず、半農半Xをはじめ、様々な形態での町民を対象とした取組参入をターゲットとすることから、研修期間中の生活支援等は現在のところ想定していません。これは、柿栽培の収益性から、柿単一での専業農業が大変難しく、既存の柿農家の実態や旧会見町で多くの兼業農家や、梨や水田農業との複合農業の形態で柿栽培が広がった経緯から考えても、兼業による柿生産の取組の波及が特産の振興方策として有効であると考えているところです。農業従事時間数や目標所得といった面からも、柿単一品目での専業農業は、国や県の事業も活用が困難です。反面、汗かく農業者支援事業やふるさとの特産継承支援事業など、町独自の事業活用ができますので、生活支援とはなりません。こちらの事業活用により支援してまいりたいと考えています。

次に、新規農業者に対する農業施設等確保支援についてお答えをいたします。こちらも12月と3月の議会で資料提供させていただいておりますが、既存の事業活用をパッケージとして利用促進してまいりたいと思っております。国の補助事業に関しては、令和5年度予算にも計上しております。

す農地耕作条件改善事業があります。これは複数の受益を取りまとめた段階でなければ利用できませんので、数年に一度、状況が整った段階で検討したいと考えています。

また、新規就農を対象とした事業として、経営発展支援事業を活用いただくこともできます。これは事業計画の認定が必要になりますので、専業での就農に限定されます。県事業としては果樹生産振興事業を活用いただけます。柿や梨、ブドウの栽培を希望される方は、こちらの事業活用を検討いただくことを提案してまいります。イチゴについては、品種要件がありますが、戦略的園芸品目総合対策事業を活用いただけます。また、専業での新規就農について、品目を問わず、就農条件整備事業の活用も可能です。

次に、農地耕作条件改善事業の計画についての御質問にお答えします。受益者については、冒頭の御質問にお答えした9名の希望となっています。事業の目的は、新規就農者に限定するものではなく、農地の耕作条件を改善し、高収益作物を導入、転換する事業として設定されています。本町では、これを廃園化の課題や新規就農の誘致など、町の課題解決の方策として計画をしているものでございます。

次に、多様な果物の栽培に対する町の支援についての御質問にお答えします。今回、鳥取県に採択いただいたがんばる地域プランでは、廃園化が進む果樹園や利用が減退する水田の利用方策など、農地に関する課題と担い手不足に関する課題を複合的に解決を図るため、長く伝承されてきた柿作りや新たに始まっているイチゴ作りの先輩生産者をつなげることで、栽培技術の継承と新たな栽培への取組の波及を通じて課題解消していくことを描いているものです。

一方、フルーツロード構想では、様々な品種の果物に関係する取組を増進していくことが必要であると意見をいただいております、行政としてもそのように考えております。現状においては、イチゴや柿以外の品目に対応する研修の受入れ拠点の整備は計画しておりませんが、研修希望があった場合には御相談に応じ、既存の生産者がある場合には、その方と相談しながら個別に研修の体制を検討していきたいと考えています。

最後に、フルーツロード構想推進の展望について御質問にお答えします。フルーツは魅力あるキーワードとして様々な取組との親和性が高いことから、十人十色の着想が喚起されるものと考えています。直売所や観光農園の整備、加工品の開発などの様々な御意見、御要望をいただく中、一方では、財源確保や事業推進のための職員や関係者の人的体制などからも構想全体を一手に手がけていくことの難しさも感じているところでございます。まずは全ての取組の基盤となる生産の増進を重点取組として位置づけ、国や県の事業を有効に活用して、農業の担い手誘致に取り組んでまいりたいと思います。これと並行して、関係機関や町内の連携強化を進め、フルーツロー

ド構想に関連する様々な取組を着実に実動につなげてまいりたいと考えていますので、御理解を頂戴しますようお願いいたします。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 米澤睦雄君の再質問を許します。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） プランでは、令和10年度までに柿4名、イチゴ3名の新規就農者を育成したいとあります。回答では、柿については既に4名の希望があると、今、回答いただきました。大変喜ばしいこととあります。また、プランでは、非農家でも就農可能な受入れ環境体制を整備するとありますが、非農家の方の一からの就農は結構大変であると思います。

そこで伺いますが、非農家から就農されるのは、先ほどの4名のうち何名なのか。4名は全員が、兼業で就農を希望されているか。4名の年齢構成について伺います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新規就農者の4名の方についてでございますけれども、4名それぞれ非農家の方が新規の参入となっております。その方につきましては、年齢構成といたしましては、40代の方が3名、50代の方が1名です。男性2名、女性2名というようなこととなっております。

その後の就業形態ですけれども、専業で入っていただくこととなっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ちょっと今聞き逃したんですけど、4名全員が専業ですか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。4名、ちょっと規模はあまり大きくはないですけれども、一応農業のほうに転換いただくということでお聞きしております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今回の新規就農者は全員町内の方と伺っておりますが、将来的に考えては、イチゴと同じく、都市部からの就農を希望する方を募集することができませんでしょうか。そういう方の就農を、就農者があれば、地域おこし協力隊の制度が活用できます。また、人口増対策にもつながると思いますが、そのことは考えられませんか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。都市部からの新規就農者ということでございますけれども、町長の答弁にもありましたけれども、これから移住定住フェアなどを活用して新規の参

入という希望のようなものも図っていきたいと思います。その上で、参入希望の方がありましたら、それは拒むものではございませんので、そのニーズに合わせた対応が取れるか、まずは検討させていただいて対応していきたいというふうに考えています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ぜひとも県外からの、都市部からのそういう新規就農者、こちらに来て農業されるということなんですけども、これは柿、イチゴにこだわらず、いろんな農業の形で入ってくれたら非常にいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今後の柿、イチゴの新規就農者の募集方法について伺います。がんばる地域プラン事業では、大阪での移住定住フェアに出展となっておりますが、これは、今ここで大阪でやっているのはイチゴだけなのか、それとも柿やその他のものも含まれるのか伺います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。これはイチゴ、柿に限定してPRしているというわけではございませんでして、まずは南部町の状況をPRしながら、その就農も図っていくとか、興味を持っていただくということです。ちょっとコロナ等でいろいろ開催もなかなかなかった部分もあるかもしれませんが、以前から就農相談会というようなことに産業課も入らせていただきながら町のPRをしてきて、今後、また開催されるであろう相談会のほうに産業課の職員、それから関係者も同行してそのように広めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今の大阪での移住定住フェアの話をしたんですけども、それ以外には、例えば南部町のホームページとかいろんなところでそういう就農者を希望するような形の募集はしてありませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。現在のところ、そういったことがまだできてはおりません。町長答弁の中にもありましたけれども、これから組織づくりが必要になってくると考えております。そのようなものが整った後に、ホームページを含め、いろいろな媒体を通じて広報活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 私も今回の質問はちょっとフライングだと思ってるんですよ。まだ計画が始まったばかりなので。ただ、私もちょっと話をしますけれども、私が若い頃、娘がま

だ保育園に通う頃は、天王原団地、そこをって娘をひまわり保育園に送りました。そこには、天王原団地で柿団地がすごいですよ。そして、自分が現役時代には、いわゆる、あれ何いう通りですか、あの高姫を通る道路なんですけども、そこを通うときには、高姫と上野の柿団地、これもすごいもんがあります。そして、今、退職して、大体岸本に買物に出るんですよ。そして、天王原の柿団地、通るたびに、新緑の季節にはすごい緑のきれいな、そして秋には真っ赤な柿が熟れている、それを見ながら、もともとからずっと話があった、後継者がいない、担い手が不足するということがずっと頭にありましたので、これはどういうことになるんかいなというような形で、非常に私自身も心を痛めておったんですけども、今、ここにこういうフルーツロード構想ができて、非常に私うれしく思っております、ちょっとフライングなんですけども質問させていただきます。

そこで、また質問させていただきますけれども、プランでは、令和10年度までに4名を確保する計画がありますが、計画よりも非常に早くもう既に4名が固まってしまっております。そこで伺いますが、4名の方が研修を終えた後、直ちに後継者のいない柿の成園が確保できるのか。また、4名の方が研修終了時に、直ちに成園を持っていない場合の取扱いについて伺います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員の御質問の4名の新規の就農者の方ですけれども、こちらにつきましては、五色ヶ丘果樹団地、こちらのほうで今入っていただくというような形になっております。こちらの農地耕作改善事業というところで見させていただいたんですけども、こちらにつきましては、今生産されていないところを整地をし直して、新たに作っていただくという体制で向かうものです。

もう1個、そのプラン側で研修を持ってするという新しい取組者、参加者につきましては、年次的に1名ずつの研修受入れを計画をしているものですが、こちらについては、本年度イチゴを1名予定しておりましたが、ちょっと事情があって入っていただけないというような状況で、今もなお募集中ということでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） そうすると、確認なんですけども、この4名の方は、ある程度の成園を持っていて、それ以外に新しい土地のいわゆる伐根整地を行っていくことよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新規参入の4名の方は、現在は、1名の方はもうお

借りになられて柿のほう作っていらっしゃる状況はございますが、基本的には、新たに園を取得
というか、お借りになるというような形で取り組んでおります。以上です。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今、回答で1名の方は既に柿団地の一部をやっておられると。あ
と3名の方が、いわゆる最初からですよ、やられるということなんですけども、執行部の方は、
さっき專業と言われたんですけども、いわゆる南部町出身の方ですから、家でそれ以外でも生活
ができる方なんでしょうね、というふうに私は思います。ですから、執行部は、そういうことで
判断していらっしゃると思いますけれども、例えば、柿の収穫までの期間ですよ。いわゆる昔
から桃栗三年柿八年と言いますよね。今は柿はもっと早くどうも収穫できるようなんですけども、
その間にこの3名の方、何らかの理由で生活ができなくなる可能性もあるんですよ。そうした場
合の執行部の取組、どういうふうに考えておられるのか、それについてちょっとお尋ねいたしま
す。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。まず、この参入いただくに当たりまして、そういっ
た経営のことについても役場だけではなく、関係機関といろいろ御相談をいただきながらこの計
画の参入については御決断いただいたものと思っております。確かに、これまでもそうですけれ
ども、柿だけで一定程度の収益が得られる状況がないってことは答弁の中にもあり、兼業が
主流であるというところでございました。

実態としましては、元働いていらした部分についても、完全に辞めてではないんですけども、
今後農業のほうに転換をするということで專業ということで確認をしておりますが、一定程度の
収益が見込まれるには相当の年数も必要です。そのことも十分御説明をしながら、今後の経営計
画なりということも御相談を進めながら、今、この工事というか、着手しているところでござい
ます。先、ちょっといろいろ状況も変わってくることは思いますけれども、その都度、
相談、協議、関係機関との連絡を取りながら、都度対応にはなりますけれども、引き続きの就農
ができるように支援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） せっかくの就農希望者でございますので、ぜひともフォローのほ
うはお願いしたいと思います。

次に、柿の新規就農者にも專業、兼業問わず、專業だったんですけども、イチゴと同じく、新
規就農総合支援事業の適用はなされますか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新規就農総合支援事業のほうの活用につきましては、認定農業者さんなりということが使う対象となっておりますので、まず新規参入でいただいただけではそのものは使えないというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） そうしたら、この柿の新規就農者、これは認定農業者の認定は、結局、例えば計画書なんかを出して、認定を受けることは可能でしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新たに認定を受けるためには、就農計画、経営計画、それから年間の労働時間等々、いろいろな条件をクリアしていただく必要がありますし、将来5年間等の経営計画を立てて、それを着実に実行していただく必要がありますので、向かっていただけるということであれば全面的に支援はしたいと思っておりますけれども、その辺の、まずは諸条件を確認をしながら、その辺は選択肢の一つということで考えていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） そうしたら、今、柿の4名の方は、そういう意思是示されていないということですね。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。まずは、果樹園づくりというところにちょっと邁進しておりまして、まだ、そこの将来的な部分のことについては、私どものほうは確認をしておりません、申し訳ございません。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 次に、イチゴについて伺います。イチゴについては、どうも、まだ新規参入者がいないということなんですけども、イチゴの用地について、作付しない水田が非常にたくさんあります。いわゆる普通の水田ですよ。私がここに来るまでも見ますと、市山の近くでも、非常に作付実施してない田んぼがたくさんあるんですよ。そういう田んぼを狙って、これからイチゴの新規就農者がどれくらいあるか分かりませんが、やっぱり話を、事前にでも、例えば、あったらお願いできないかというような、やっぱり確保はしておかないといけないと思うんですよ。その辺についてはどう思われますか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新規参入いただく方に対する農地の確保ということ

は、非常に重要だというふうには考えております。議員おっしゃられるとおり、事前の準備ということも必要だとは考えております。言われるイチゴに関してちょっと言いますと、やはりイチゴで就農していただくということは、初期投資が非常に高額になってきて、やりたいからすぐできるっていう状況もないので、なかなか、毎年1名という計画は立てていますが、なかなかその計画どおり実行するのも現状難しいんじゃないかというふうにも考えていますので、その辺の設備投資、経営の将来性、そういったところも含めながら、個々の状況に応じて御相談をしながら対応をしていきたいと。その中で、使っていただくような農地についても併せて考えていきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） いいイチゴの、今、恐らくハウスの話だと思うんですけども、例えば、それ以外に、柿なんかでも非常に機械が要りますよね。そういうことに関しては、やっぱり新規就農者、この方々には、やはり町のほうから、町にもいろんな農業政策があって補助制度もありますので、いろんな補助制度を使ってでも、やっぱりきちんと支援をしていく、そういうことをお願いしたいと思います。

次に、本気でこれからの南部町の農業を考えるなら、既存の柿団地だけでなくって、新たな柿団地、新たな柿団地といいましても、今、既存で廃園化が進んでいる柿団地もいっぱいありますので、そういうのもきちんと整備をして、新たに、これからの就農者に向けて柿団地をつくっていく、そういう考えはないのでしょうか。例えばですね、朝金の天王原にもありますし、諸木鶴田線沿いにはたくさん、元柿団地じゃないんですけど、元農地が非常にたくさんあるんですよ、荒れた農地が。そういうところにも進んでいくような気はないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員が御指摘いただくとおり、町内には、有効に活用されなくなった園がまだ残っているということは認識しています。最初に言われた天王原、こちらにつきましては、がんばる地域プランで研修での活用を考えていますし、その中でも作られていないところを、新規参入者の方に広げていきたいというふうには考えています。

今後、町として広げていくということは、広がっていけばいいというふうには考えておりますが、今回実施しましたような、町が国の補助金を活用して耕作いただくことを整備するということは、非常に単独でできるものでもありません。参加者を募り、それから国の採択を受けという、いろんなハードルもありますし、行政が援護、作っていくという方向ではなくて、広がっていけばいいとは思いますが、行政が全ての再生を行うということではなくて、やはり、生産者の方が

意思を強めていただいてというか、再生に向かっていただくことに対して町は応援をしていきたいというふうに思っています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 次に、担い手育成総合支援協議会について質問いたします。これは非常に、定住支援、育成支援、経営支援、環境整備、施設会計、農地管理、農機具シェアリング等、非常にいろんな組織が関わっております。これの取りまとめが産業課ですよ。

そこで、町長にお伺いするんですけども、これだけの協議会で担い手を取りまとめをやるんなら、これは必ず、産業課には1名増が必要だとは思うんですよ、職員の。どのように考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。事業の内容を見て、必要であれば人員の補強というのは必要だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ぜひとも、職員にあまりの負担がかからないように、職員の増をお願いしたいと思います。

次に、農業体験でございます。農業体験は、いつから始められるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長でございます。農業体験のほうの計画、がんばる地域プランのほうで出させていただいたものですが、こちらのほう、今現段階では、用地の確保に向けて取り組んでいると。その後、研修施設等の建設を行い、それが出来上がって、このプランが着実に進行するようになってからだと思っていますので、早くとも2年とか、先にならないと、その全体的な計画が進み出しません。その間に応援いただけるというか、御協力いただける生産者さんとの協議を進めながら、一つでもいろんな種類が多くできる体験農場というものの設置に向けて、これから取り組んでいこうとしているところです。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） この農業体験なんですけども、この体験の、例えば、柿、梨、イチゴなのか、それとも、稲、稲の耕作とか、いろんなのがあるませんか、農業は。どういう農業体験を考えておられるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。このプランの中では、やはり関連する品種について

御提示をしておりますけれども、議員言われるように、農業体験はそこに限ったものではなくて、幅広く体験いただけるものだと思いますので、まずは、協力者が募ることができて、また、自分の土地に体験者が入っていただくというようなこともありますので、その辺のところで、体験農場として使わせていただけるというような調整も図りながら、幅は広く持っていきたいというふうに思っています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 次に、移住体験なんですけども、これにつきましては、産業課というよりも企画政策課とか、それから、デザイン機構との関連が必要でございます。この移住体験の空き家ですね、これは法勝寺の、何ですかいね、米やですかいね、あれを使われるのか、また違った空き家を使われるのか、その辺についてちょっとお伺いいたします。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員におっしゃっていただいたとおり、この移住に関する、外から来ていただくことに関しては、産業課だけではできませんので、関係機関とよく連携しながらやらないといけないというふうには考えているところです。現に来ていただいたときに、現時点では、新たな空き家の活用というところまではちょっとまだ準備ができていませんので、既存の体験のハウス、それから民泊等もこれからまた再開されていくと思いますので、そういったものの状況を確認しながら活用いただけるように調整をしていきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 今の民泊とか、ほかの空き家があったらということなんですけども、非常に大変な事業なんですよ、これも。実際に空き家があるかどうか分からないし、その辺のことでも相当な努力が必要だと思うんですけども、よろしくお伺いしたいと思います。

そして、もう次ですが、移住は、仮に実現できたときです。今までも、移住者の方は、大変たくさんいらっしゃいますが、この方々のそこでの地域の交流について伺いたと思います。本来は、入ってきた方が積極的に地域に入って交流するのが一番なんですけども、なかなかそういうことができない方もいらっしゃいます。そういう方々にとって、地域の中の交流、これをつなぎ役といいますか、積極的に一緒になって図っていく、これを町がやるのか、地域振興協議会がやるのか、その辺はどういうふうに思っておられますか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。移住者の方々に対してのそういった交流な

どを町がやるのか、協議会がやるのかということでございますが、政策として取り組んでおりますので、基本的には町として取り組んでいきたいという具合に考えております。現在の状況でいいますと、移住された集落へ2万円の補助金をお出しして交流を深めてもらうというようなところがありましたけど、昨日からの質問でありますとおり、コロナの関係でなかなかそういった交流ができませんでした。町として移住された方々が、もちろん、もともと住んでおる方々が安心して生活されている場所に、そこに好んで南部町を選んで来てもらっているわけですから、その方々にも住んでよかったなというようなところを、きっちり体験や生活を実感してもらうために、移住者の集いであったりだとか、そういった様々な機会を今後提供するようにということで、町長からも指示を受けておりますので、企画政策課挙げていろいろな取組につなげていきたいという具合に考えているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ちょっと質問は替わりますけれども、がんばる地域プランでは、ハウス施設の整備費が示されております。拠点整備としては、周辺に駐車場も必要であります。このハウス施設の整備について、地元との話し合いは今はできているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。がんばる地域プランのほうの関係ですけれども、地権者の方、答弁の中にもありましたけれども、地権者の方や、それから、今の耕作者の方、そういったところに、今、プランの中身を御説明をして、御意見も伺いながら、今、用地確保に向けて動きをしているというところでございます。御相談させていただいた反応ですけれども、反対されるようなところはあまり多く感じられませんで、このプラン自体には御賛同いただけているのではないかという感触を持っているところでございます。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 次に、イチゴの関係なんですけども、イチゴについては、地域おこし協力隊制度を活用するとあります。確かに単身者には可能かもしれませんが。ただ、子供連れの世帯では、生活が難しいと考える。柿、イチゴについても、柿も含めて、イチゴもですけど、いわゆる子連れ世帯では非常に生活が難しいと考えるので、柿、イチゴについても、軌道に乗るまでの間は、何らかの生活の支援体制が必要ではないかというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。イチゴ、柿、梨に限りませず、来ていただいて、こ

ちらに生活の拠点を移していただいて生活していただくというのは、非常に大変なことだというふうには考えています。まずは、このプランの中で示させていただいた協力隊制度というのは、やはり、最初の研修期間、3年間なりの研修期間をもって地域のことを知っていただき、それから、地域の活性化に向けて地域に居着いていただいて、将来的な地域の活性化につなげていくということも考えていただきながらやっていただく方に、この支援制度を活用して、新規の就農として入っていただこうと考えているものでございますので、その辺のところも御理解をいただきながらこれを使っていただくと。それ以外の方につきましても、全く手放しで呼び込むだけでは、町として責任放棄だというふうにも思いますので、その生活面についても、十分に御相談をしながら関係機関と調整をさせていただき、こちらでお住まいいただけるような体制は頑張っってつっていきたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） ぜひとも、支援体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農地耕作条件改善事業についてお伺ひいたします。この事業は、令和5年度から7年度にかけて行われるとお聞きしております。この事業なんですが、該当地区は五色ヶ丘団地に限られるものでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。国の採択を受けましたのが、五色ヶ丘果樹団地の再生事業ということで、補助金を活用して整備するものでございますので、地域としては、そののみということになっております。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） そうしますと、内容は9名の方が該当するんですね、ここの団地は。4名の新規参入者が該当するということなんですけども、この新規参入者は、この間、図面で示していただいたんですけども、いわゆる伐根整地の場でありませうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。おっしゃられるとおり、新しく入っていただく方については、伐根整地の上、果樹棚整備というようなところまで行きまして、新たな園として活用いただくように整備をするものでございます。既存の方につきましては、そもそも、この事業自体が高収益作物の導入ということですので、梨、柿のジョイント栽培ですとか輝太郎の生産というようなところで参入いただひているものでございます。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） この事業の工事費の補助率なんですけども、国が55%、県が20%、町が20%、受益者が5%であります。この新規就農者については初めての投資であります。この新規就農者には、これ以外に新規就農に向かった負担金があるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。負担率につきましては、議員お示しいただきましたとおりです。この事業に関しまして、町としては、受益者の方へ工事、工事というか、これに係る5%以上の負担というものは、町としては考えておりません。ただ、入っていただく方っていうのは、これから果樹生産でやっていただきますので、この工事とは別に、やはり生産活動に必要な経費というのは別途かかってくるというふうには考えていますので、そういった面のことも、対応ができるかどうかは別にしまして、その辺のところの相談も受けながら対応していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 新規就農者についてはですけども、先ほど産業課長がおっしゃられたように、今後も投資があるということなんです。若干でも、新規就農の方なんです。若干でも町のほうから支援が必要でないかと考えるんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。その部分も懸念しているところではございますので、今後、十分に協議をして考えていきたいというふうに思っています。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 先ほどの町長の回答の中では、いわゆる柿、梨、ブドウ、イチゴ以外の作物です。これについては、個別の検討をしていきたいという話なんですけど、実際に、例えば、大阪の、あれは何ですか、移住定住フェアでしたか、ああいうところなんかで、例えば南部町に来て、私はメロンを作りたい、私はサクランボを作りたいという方が仮にあった場合に、やはり早急に土地の確保も必要なんです。その場合に、本当に用地が取得できるのか。例えば用地、今、先ほどからずっと言ってるんですけども、田住の諸木鶴田線の隣にある田住の畑跡、それから、荻名の畑跡、いろんな畑の荒れたところがあるんですよ。そういうところも、例えば活用するような考え方はないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。考えはないかということですが、考えさせてはいただきたいとは思っています。ただ、簡単に提供できるというふうにも思っていないので、

参入希望の方、答弁の繰り返しにもなりますけれども、参入希望の方の御意向をまず確認して、その状況に合う用地なりがあるか、また、生活の面が担保できるか、そういったところも含めながら、来ていただくための準備の段階の中で新たな農地のほうということについては、調整をさせていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） その点については、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、売店、直売所についての質問をいたします。今、花回廊の売店ですよ。今、これが使われなくなっている。何か違った団体の方が餅つきなんかしておられるという話は聞いたことはあるんですけども、ただ、用をなしてない。やはり、これからフルーツロード構想の中では、花回廊の売店も非常に必要であると。それと同時に、市山のえんがーののですかいね、あそこの売店なんですよ。あそこの売店は、地域振興協議会の職員が毎朝品物を外に出して、また、夕方しまってるんですよ。非常に大変な状況なんです。結構、出す人が多いんですよ。地元以外にも、他町からもあそこは出してるんですよ。そういうところですので、例えば、フルーツロード構想の一環として、先んじて、えんがーののこの売店は、新しい売店をきちんと造るとか、それから、もう一つ、花回廊の売店も、あれはもともときちんとしておりますので、これもきちんと整備してやっていくということをやっただけないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御指摘いただきましたとおり、花回廊にあります野の花、これが指定管理をやめて町が直営になってから、生産団体の方に週末なりイベント日なりということで御活用いただいている状況です。これについても、町としては課題があるというふうに考えています。

それから、もう一つのえんがーののえんがわ市ですが、こちらについても、大変盛況であるという話をお聞きしながら、一方では、やっぱり販売拠点としての場所が新たに欲しいというお声も聞いておりますので、このプランの中で実現できるかどうかは別としまして、それは新たな課題として検討をしていながら、ここのフルーツロード構想全体の中での取組の中に取り込むことができるかどうかも含めて、これから検討していきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 次に、観光農園についてお伺いします。観光農園を朝金地区に考えておられるなら、実は花回廊のお客も引き込みたいと考えておられると思います。ただ、花回廊のお客は、ほとんどが伯耆町方面に帰ってしまいます。じゃあ、そのお客をどういうふうに朝

金地区に引き込んでくるか、招いてくるかという考え方が非常に大事なんですけど、私がこうやって考えておるのは、チラシを配って、フルーツロードの地図ですかね、そういうのを花回廊に頼んで入場者に配るとか、そういうことしかできんかなちゅうやな感じはあるんですけども、町の方は非常に頭いいと思いますので、もっと別の方法があるとは思いますが、どういうお客の引き込み策を考えられるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。誘客の手法といいますか、そういったことについて、今、現時点でお示しできるものは、ちょっと持ち合わせてはおりませんけれども、議員から御指摘のあったようなことも含めて、チラシ等の活用も含めながら、これから新たに様々な仕掛けを検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 1分を切りましたので、まとめに入ってください。

5番、米澤睦雄君。

○議員（5番 米澤 睦雄君） 時間になりましたので、最後に、このプランは、冒頭に申し上げましたように、たくさんの町民の方が興味を示され、期待をしておられます。このプランが成功して、軌道に乗れば、すばらしい地域活性化につながります。途中折れのような失敗は許されるものではありません。まだまだこれからの事業であります、町長も相当の覚悟を持ってやっていただきたいと思えます。町長の覚悟をお願いして、私の質問を終わりたい思えます。町長、一言申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これまで長い期間をかけて作ってきた南部町の梨や柿です。一方で、果物の梨、柿の消費量っていうものが伸びないっていうことも裏にもあります。私の知り合いの方から、南部町の柿を生かすのであれば、今、全国で若い人たちに売れるような品物を作るべきだと。それは一体何なのかっていえば、柿であれば、あんぼ柿だと。私たちが知っているあんぼ柿は、東北の辺の生産物だったですけども、今、振り返れば、島根県が必死になって、あんぼ柿を、渋柿を硫黄薫蒸して軟らかく、何ていうんですか、ようかんのようにするんですかね、そういうものを島根県は率先してやって、先ほどから議論になってます移住者と、半農半Xの一つとして、移住と併せた生産につなげているということもお聞きしています。南部町が得意としている梨であったり、柿をベースにしながら、まだまだ可能性はたくさんあると思います。ぜひとも、南部町の長い間の伝統である梨や柿をベースにしながら、次の10年、次の50年の農業生産物をこれから作っていく覚悟を持っていますので、ぜひ、議員の皆様にも御支援いただ

きますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 以上で、5番、米澤睦雄君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は、午後1時といたします。

午前11時34分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議長から質問を許されましたので、これより3つの項目について質問いたしますので、答弁よろしくをお願いします。

まず、1つの項は、町立小・中学校体育館への冷暖房施設の設置を求めて問います。温暖化が進む近年、国の今年度防災関連予算の中に、体育館のエアコン設置にも使える緊急防災・減災事業債、これが5,000億円を、充当率は100%、交付税措置率が70%の対象と確定するとされたことを利用し、本町の小・中学校の体育館にエアコンの設置を求めてお聞きします。

1、6月から夏休みも含め、9月末までの間の授業等の体育館の使用状況をお聞きします。

2つ、これまでに体育館の利用中、暑さによる事故等の発生はありましたでしょうか、お聞きします。

2つ目の事項、マイナンバーカード、健康保険証利用について反対の考えから問います。マイナンバーカードをめぐる、コンビニでの住民票誤交付、マイナ保険証情報登録の誤りが続き、公金受け取り口座とのひもづけでも誤登録が判明するなど、個人情報流出につながるトラブルが続出しております。政府は、人為的なミスなどと火消しに躍起ですが、保険証を廃止するマイナンバー法改定案、この改定案と表示しておりますが、一般質問届のときには、まだ採決がされておりましたが、6月2日成立をいたしました。政府は、個人情報の保護に関する国民の信頼を損なう重大な事態だと述べ、自治体が管理・運営するシステムの誤りや人為的ミスが原因だと責任を転嫁しています。

一方、平井伸治全国知事会会長は、同日の会見でいろいろと事情は言われるが、それは正直理由にならない。もっと緊張感のある対策を根本から考えてほしいと政府に苦言を呈しております。

現在の国政でも、野党各党は、トラブルが続出し、マイナンバーカードの全国的事実関係を解明をさせる、このことを最優先されることはどうでしょうか。このことをはっきりと声を上げて異議を唱えています。マスコミの情報と、そして、町民の方の声を基にお聞きします。

まず1つ、現在の南部町民のマイナンバーカード交付件数をお聞きします。

2つ目に、高齢者の交付件数の割合は幾らでしょうか。

3、今回のトラブルの原因は何でしょうか。対策はどうでしょうか。南部町では起きていないでしょうか、お聞きします。

3つ目の項目で、小・中学校の学校給食無償化を求めます。私は、これまで何回もこのことを言いますが、残念ながら実現はされておられません。ただ、小学校1年生から3年生までのほかの負担を減らすことをやっておられることは、非常にいいことだと思います。これに付け加えて言いますと、実は、6年生までと、そして中学校でも、このことを実施すべきであることを付け加えて申し上げたいと思います。

さて、全国の自治体でも実施が広がっているのは、住民に喜ばれているからではないでしょうか。本町はなぜ実施しないのかと、このことを問います。いつも同じ答弁をいただきますが、南部町で実施しない理由は何でしょうか、改めてお聞きします。

以上、この場での発言とし、答弁をいただいてから改めて深めたいと思いますので、答弁のほうをよろしく願います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

小・中学校体育館の冷暖房設備の設置と、それから、同じく給食無償化につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

私からは、マイナンバーカードの健康保険証利用についての御質問についてお答えしてまいります。現在の南部町民のマイナンバーカード交付件数についてお答えをいたします。南部町の令和5年4月末現在での交付件数は約7,800件、交付率は74.3%となっております。

次に、65歳以上の交付件数の割合は幾らかについてお答えをいたします。令和5年4月末現在での65歳以上の保有割合は74.8%となっております。

次に、今回のトラブルの原因は何か、対策はどうか、南部町では起きていないかについてお答えします。今回のトラブルの主な原因は、大きく分けると、人為的ミスとシステムの不具合に分けられます。人為的ミスでは、公金受け取り口座の誤登録やマイナポイントのひもづけミス、健康保険証の情報のひもづけ誤りが全国ではあったようです。公金受け取り口座の誤登録や、マ

マイナポイントのひもづけミスについては、自治体窓口にある登録用のパソコンで、前の利用者が登録後にログアウトしないまま、次の利用者が前の利用者の情報に上書き登録されたことが原因とされています。また、健康保険証の情報のひもづけ誤りは、被保険者が本来の事務処理とは異なる方法で事務処理を行ったために、別の方のデータとひもづけられたことが原因とされています。自分の情報が正しく登録されているかを確認する方法は、公金受け取り口座や、健康保険証の情報の場合は、お手持ちのスマートフォン等でマイナポータルにログインしていただき確認することができます。また、マイナポイントの申請登録につきましては、お手持ちのスマートフォンでマイナポイントアプリから確認ができます。

次に、システムの不具合についてですが、マイナンバーカードを用いたコンビニ証明書交付サービスの誤交付があったようです。いずれのトラブルに関しましても、南部町では発生したという情報はいただいておりません。デジタル庁も、国民に安心してもらう観点から、総点検すると述べられておりますので、連携して取り組みたいと考えています。人が介在する以上、ミスは発生すると思いますので、手作業や目視確認等を減らすためにデジタル化を推進しているところで、いずれにしましても、ヒューマンエラーが起こるので、デジタル推進をやめるのではなく、ヒューマンエラーをなくすためにデジタルを推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

まず1つ目の6月から9月末までの間の授業等での体育館の使用状況について、令和4年度の状況をお伝えします。体育の授業での体育館使用は、平均すると月50%を下回る使用率となっています。6月のみが平均使用率50%を上回りましたが、これは跳び箱、マット運動などの授業を指導計画どおり体育館で行ったことによるものです。7月からは水泳の授業をプールで、また、9月からは陸上競技やボール種目の授業をグラウンドでそれぞれ行っており、体育館は雨天時のみに使用しています。また、中学校では、体育の授業に加え、部活動での体育館使用もあり、一月当たり20回弱の使用となっております。こちらについては、南部町立中学校における部活動の方針に示された活動時間及び休養日を遵守するとともに、気温や湿度の把握、生徒の体調観察等、熱中症対策に万全を期して活動をしております。

次に、2つ目の体育館利用中の暑さによる事故等の発生状況についてお答えいたします。議員のお尋ねの状況下での事故は、幸いにも発生しておらず、体調不良者についても、小・中学校と

も出ておりません。新型コロナウイルス感染症対策の一環で、大型扇風機を全校に配備し、体育館の換気、放熱を適切に行っていることも体育館が安全な環境となっていることと考えます。加えて、水分補給やインターバルの導入、活動後のエアコンの効いた教室でのクールダウンなど、気温や児童生徒の体調を把握しつつ、複数の熱中症対策を適切に取ってまいります。

議員御質問の緊急防災・減災事業債の対象が拡大されたことは承知しておりますが、体育館の空調設置については、断熱性の確保も必要であり、ランニングコスト等を勘案し、現時点では町立学校体育館へのエアコン設置は考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

続いて、小・中学校給食費無償化を実現しない理由は何かとの問いにお答えいたします。

まず、学校給食における経費の負担については、学校給食法第11条第2項に学校給食の実施に必要な施設及び設備、運営に要する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。本町では、合併当初よりこの法律に基づき、学校給食に係る施設や人件費等は町の負担とし、学校給食の原材料に係る経費についてのみ保護者の皆様に御負担いただいております。これまで、消費税率の改定、食材の高騰などの様々な状況がございましたが、いずれのときも補助金額の増加や献立の工夫により、保護者負担額を上げることなく運営してまいりました。さらに、教育委員会では、令和5年度の就学援助制度に申請いただいている71世帯が支援が必要な御家庭として把握し、給食費の実費を学期ごとに支給することとしています。したがって、今後も一律の無償化ではなく、経済的に厳しい御世帯につきましては、就学援助制度を御案内することで支援が必要な家庭への支援を届けてまいります。

なお、学校給食無償化につきましては、3月議会で同僚議員への町長答弁にもあったように、子育て世代の苦しい経済状況には心を痛めているものの、自治体ごとに無償化を競うようなことではなく、国の子育て支援施策として実施されるべきであると考えております。その上で、間もなく示される国の骨太方針での子育て支援としての位置づけや、持続可能な財源の確保を含め、町としてどうしていくのかを見極めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君の再質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 基本的な答弁をいただきました。それに基づいて再質問をさせていただきますので、よろしく願います。

まず、体育館への冷暖房の設置のことなんですけども、ここ数年、全国的もそうだと思うんで

すけど、町内でも、連日のように防災無線で健康福祉課からの熱中症への予防についての放送を毎日、今日は聞かなかったかな、毎日のように聞いております。それを防ぐには、学童とか生徒じゃなくて、一般に対しての放送では、公的な施設、例えて言うと庁舎だとか、あるいは公民館とか、そういうところであるところで熱中症を予防してください、防ぐように対策をしてくださいという放送を聞きます。私は、これを聞きますと、以前よりも、年々地球的温暖化が進む中で強くなってるんだと思います。私どもが振り返ってみますと、小学校というと、今からざっと70年近く前なんですけども、道路にかけろうが立つなんてことなかったんです、全くない。地道の中だったんですけどね、そういうのなかったんですけど、この頃は、はだしで歩いてみなさい、やけどしますよ、そういう状況なんです。ですから、学校への冷暖房、教室とかほかのところでは、冷暖房を数年前につけていただいて、本当に喜んでるところです。恐らく子供たちも、暑さは感じておるんですけど、もう勉強に、するには耐えないというような状況ではないとも思っております。そういう中なんですけども、欲なことを言うようなんですけども、せっかく国が防災・減災のためのこういうことは支援するということであれば、やっぱり設置を考えるべきではないかと思うんです。教育長答弁であったんですけど、断熱措置をある程度しないと、そのままやったら、そりゃあ、筒抜けで大変だと思いますけども、ぜひ、これについては、何ていうんですか、考えの一段として今後も上げていただきたいと思っております。恐らく、地球がだんだん冷えて涼しくなって、そりゃあ、数億年先は分かりませんよ、でも、ここ近年のうちにそういうことに変わるとは考えられませんので、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、検討の一端を考えておられるんでしょうか。その一言でもいいですから、お聞きします。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。この体育館のエアコンについては、以前もあったように記憶しております。鳥取県内では、日吉津村が体育館につけております。この間質問いただいたことも含めて問合せをしましたが、使っていないということで、防災という観点なので、避難所になったときには使うけども、学校の通常の学習では使っていないということで、ランニングコストも基本電力であったり、メンテナンスであったりというようなことがあります。

言われるように、随分昔と比べると、気温というのは間違いなく上がっております。体育館ではありませんが、プールも、以前では考えられませんが、水温が上がり過ぎて入れないというような状況にも確かになっておりますので、昔と同じように外で体育をやるとか、体育館で体育やる、汗ぶるぶるかいてやるということについては、非常に、確かに注意を払わないといけないということがございます。答弁でも申し上げましたが、水分補給であったり、前だったら、40

分間体育館にずっといたかもしれませんが、それを気温によっては短い時間にするとか、プールなんかも入らない日もあります。そういうことはやっていく一方で、確かに今後、防災の拠点ということになれば、また、防災の観点からも考えることが必要でしょうが、あれだけの莫大な空間を冷やすということは、なかなか容易ではないというのも実情としてありますので、その辺は決して考えていないわけではありませんが、容易にこの財源の問題もあります。そうは言いながら、子供たちの安心・安全っていう、体育館で事故がある、学校で子供たちが事故があるというようなことではいけないというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最初の答弁の中で、教育長が言われましたように、体調には万全を、気をつけてやっているということ。もちろん、体育の授業では、そういうことは当然だと思うんですが、ただ一つ、私が思うのは、やっぱり1学期の終業式、2学期の始業式ですか、そういうことについて、もし体育館でやられるのであれば、大人はちょっと気分が悪かったら失礼であるけども、子供は、なかなか我慢に我慢を重ねて、いよいよこれはかなわなくなって、何か事故でもあったらと思うんですけど、実際、終業式、1学期の終業式、2学期の始業式ですね、そういう場合はどうですか。やっぱり体育館でやる、それとも、教室を校内放送でやられるんでしょうか、そのことをお聞きします。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。議員おっしゃるとおり、熱中症予防を第一に考えておりますので、もしも、その日に、例えば、熱中症予防指針等出ておまして、その数値に基づいて、本当に危険性があるということでありましたら、各教室で、冷房を効かせた教室で子供たちは終業式や始業式を、リモートというか、ビデオで結んでやるというふうな方法を取って、安全にできるようにしているところでございます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 安心しました。万全対策でやっておられることです。昨日でしたかね、あのときも言われたのは、子供は地域の宝ですと言われるんですね。その宝が、何かもし、そういう集まりのところであったら大変だからということから併せて聞いたんですけど、そういう対策を取られるということで安心いたしました。今後も、ぜひ気をつけていただくようお願いしたいと思います。

さて、学校給食なんですけれど、私もずっと引き続きやっておるんで、たまたま3月議会では、同僚議員があつてやったんですけど、私は、確かに言われるとおり、以前は、こういうこと

は、やっぱり食べ物ぐらいは自分でも負担するのは当たり前だということだったんです、という声もあったんです。確かにそうなんですけども、学校、食育の関係からいえば、やっぱり義務教育の中の一環としてやるべきだと、実施すべきだと思うんです。全国で、やっぱり学校給食費無償化がこんなに進んでくるといことは、最初も言いましたけれども、いいことだから、喜ばれていることだから実施しましょうということで、県内でも、かなり各校が、やめる方向じゃなしに実施の方向が進んでおります。ぜひ、そういうことをやるべきだと思うんです。

それで、3月議会で同僚議員が言った中で、一体、無償化にはどれだけのお金が必要なんだということがあって、教育長の答弁が、4,400万円を試算しているということなんですけれども、今もその金額は変わりありませんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。前回の3月でもお伝えしたときには、当初の予算ですけれども、当初のときと、人数は今の人数を試算しての予算ですので、今と変わりはありません。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど、教育長からの答弁があったんですけど、私、事前に調べておりゃあよかったんですけども、結局、経済的に大変な家庭については、就学援助金を利用してやってくださいということなんですけど、何世帯が対象でしょうか。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 71世帯となっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この71世帯ということだったんですけども、全体的に、世帯が減るとか増えるのも関係あると思うんですけども、流れとしてはどうですか。パーセントが増える傾向にあるでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務・学校教育課長、水嶋志都子君。

○総務・学校教育課長（水嶋志都子君） 総務・学校教育課長でございます。就学援助の御利用されている世帯は年々、やはり増えております。現在も15%を超えている認定率となっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 増加の傾向にあるということは非常に残念なことで、恐らくこれやっぱり国の情勢が反映していると思います。なかなか賃金も思うように上がらない。ところが

物価は上がってくるというような状況で、非常に世帯が、苦しんでおるっていうのは失礼な言い方ですので、生活には非常にえらい状況が続いてると思うんです。ですので、増える傾向にあるということであれば、今の経済情勢が変わるということもなかなか考えられません。だって、世界的に見ると、日本は今、アジアでも最低の給料ベースのようですね、調べてみますと。そういう状況ですので、恐らくもっともっと厳しい状況が進むんだと思います。金額が4,400万ですか。町長、これを何とか捻出して、各家庭が、子供たちを育てるには、何とかして支援しようじゃないかということ、教育分野じゃなくて、町全体の行政として、そういうことを検討に値してやろうということ、そういう気持ちが起こりませんか。お聞きします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お気持ちというよりも、私は先ほどから議論になってますように、給食の重要性は認識してるつもりです。子供たちの健康や成長にとって重要な栄養素を取るっていうことは、何にも増して重要なことだと思ってます。ですから、これまでも皆さんと御協力しながら、私も実は小学校のときに給食を1年生のときから味わいました。昭和36年に小学校入りましたんで、先日、一斉清掃のときに御近所の人と、そういえばその話をしました。大國が何か運動会に強いのは、学校給食を食べてるからだというような話が昔そういえばあったなという方がおられて、そんな話が本当にあったのかどうか分かりませんが、ありがたかったということは、私も子供心に覚えています。脱脂粉乳がまずかった思い出と、学校給食が楽しみだった思い出は、皆さんの中にもたくさんおありだろうと思っています。

そんな中で、そのような重要な給食ですので、経済の困窮状態によってそれが受けられないというようなことはあってはならない。そういう意味から、就学援助ということ、他町よりも積極的に進めてきたと私は思っています。

一方で、そのお金が捻出できないのかというと、これはそうではないと思います。何かを削れば捻出できるお金だと思ってます。しかし、その優先順位というのは必ずあると思っています。学校教育のさらなる質の向上であったり、学校施設の充実であったり、いろんな問題があると思います。それにも増して学校給食費の無償化のほうが優先するんだという議論になるのかどうかっていったところに、私はそうではないのではないかと考えています。政治家として、住民の皆さんに学校給食を、何ていうんですか、ただにしましたよっていうのは、何となく聞こえもいいですし、砂糖水を飲ませてるような話に聞こえないでしょうか。そうではなくて、本当に真剣に学校の問題というものを考えた場合に、本当に学校給食費の無償化というものが最優先課題になるのかどうか。その辺りのところを常に議員とここで御議論してるところでございませぬけれども、

皆さんと、そういうところは否定はしませんので、ぜひ議論は必要だろうと思っています。もし、そういう議論の到達点が、最優先事項が給食費の無償化だということになれば、それは考えていなくちゃいけないことだろうと思っています。まずは全国の中で学校給食という問題が、今、骨太の方針の中で取り上げられて、ぜひとも東京都の中でもこうやって動いていることですので、学校給食の問題を地域だけの問題にせず、全ての子供たちが給食は無償化だということであれば、私はすばらしいことだなという具合に思っています。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁いただきました。私、もう何回も繰り返して、学校給食の無償化を言ってるんですけども、以前、坂本町長のときに、町長、もし国だとか県が支援をするということになれば、全額支援でなしに、幾らかの支援するということになれば、無償の方向で考えられますかと言ったら、いや、それは当然考えざるを得んだろうということだったと思うんです。それをやると、恐らく陶山町長も、ぜひ国ももちろんだけれども、県のほうでも支援をすべしということを声を上げられると思うんですけども、一層強く上げていただきたい、このように思うわけです。私とすれば、はいじゃあ、学校給食の無償化した4,400万を減らせば、どこか恐らくそれだけは削減せにゃいけん事態が起こると思うんですよ。ただ、総枠でいいますと、いつも私、決算のときにですけども、結局余る金が出るんだから、やっぱり総体的に考えて、もちろんほかを全然減らさずにやれとは言わんですけど、ほかのところをやっぱり知恵を絞って、ここはもうちょっと下げてもいいんじゃないかということがあったら、ぜひこちらのほうへ回していただきたいこと、そのことを付け加えておきます。学校給食と学校の関係についてはこまめでとしておきます。

次は、マイナンバーカードのことについて、今度お聞きします。マイナンバーのことなんですけども、先ほど答弁いただきましたね。4月現在で7,800件あるということ。73%がカードを交付を受けているということなんです。高齢者の交付の件数も74.8%、やっぱり高齢者になると、私もそうなんですけども、どうもデジタルというのはちょっとという頭が、向こう向いてしまうような状況なんです。これは私自身の努力が足りないからなんですけども、どうしてもアナログ時代で育ったもんがそういう状況なんです。そういう中で今日まで育ってきたんですけども、いろいろマイナンバーの話を聞きますと、保険証をこのマイナンバーカードの中に繰り入れるという声を聞くんですけども、この中で、実は日本海新聞に「海潮音」という欄がありますね。あそこで出ていたもんを読みますと、「マイナンバーにひも付けされた公的給付金の受取口座が、家族など本人以外の名義で登録されたケースは約13万件にも上るといふ。最大2万円分

のポイントを「えさ」に国民の尻をたたき、市町村にも大号令をかけてマイナカードの取得を急がせた結果がこれである。子どものいる家庭が保護者名義の口座で登録する。当初から想定された事態だ。そもそも制度設計に無理はなかったか。カードに別人の写真を貼り付けたミスも報告されており、トラブルは後を絶たない。来年秋には健康保険証が廃止されマイナ保険証に一本化される。政府はカードを「持ち歩いても大丈夫」とするが、紛失が怖くて普段から財布やかばんに忍ばせる気になれないとの声が多い。個人情報の扱いがずさんな政府への不信感の表れではないか。」、このように「海潮音」にありましたね。

私ね、本当にこの私も、実を言いますと80が過ぎました。この年になると本当に物がよく見えんです。取られたわけじゃないですよ。こう持っとして、ああ、ちょっとここへ置こうと思って置くんですよ。今度来ると、あれ、あれどこへ置いたかなってかなり走り回ります。あ、こんなところへあったという状況になるんですよ。恐らくマイナンバーカードを持ってやっておいたら、宅内ならいいんですけど、外に持って出てどこかに置き忘れたとか、落としてしまったということになれば大変な状況になると思うんです。マイナンバーカードを保険証に今度付随するということになると、これ大変な事態が起こると思うんです。私もマイナンバーカードを持っておりませんので、かかりつけのお医者さんに行くと、まず、これに書いてください、どういうことという、マイナンバーカードを持っておられますか、おられませんかということで、持っておりませんということを書いて、毎回出すんです。そうすると、ところがですよ、窓口で払う場合はマイナンバーカードを持ってない人は高いんだそうですわ、窓口負担が。法の下に統一されてるのが日本の一番の法律ですよ。それをただ持ってないか持ってるかで差をつけるなんて、こんなことは憲法違反でないかと、法律違反でないかと思うんです。私は持ってないんですけども、将来も持つかどうか分かんんですけども、ところがマイナンバーカード、そして免許証も、これひもづけるというんでしょう。そんなことやれば、免許証が不携帯ということになるんですよ、持ってなかったら。こんなばかなことをやられたら、私は本当にこの国で住んでるのが幸せなんだろうかということをおぼろげに得ません。一つ、マイナンバーのことについて、保険証との関係なんですけども、ここでQ&Aのことがあって、ちょっとこれを聞きます、読んだんですけどね。マイナンバーカードのことで、12桁の個人番号が明記された顔写真付きのマイナンバーカードを健康保険証として利用することです。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の申込みが必要です。岸田政権は2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナ保険証に置き換えるマイナンバー法改定案を今国会で成立させて、保険証を被保険者に届けることは国と公的医療保険を運営する保険者の責務です。しかし、マイナ保険証は本人の申請が必要で、5年

に一度の更新手続が必要です。マイナ保険証を持たない保険者には、保険診療を受けられる資格確認証を交付するとしています。これも申請が必要で、有効期限は1年以内です。どちらも申請を更新をしていなければ無保険者扱いの状況になり、窓口で10割負担となる。こういうことが表示してあったんですけど、これ、本当のことなんですか。ちょっと確認のために答弁を求めます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。マイナンバーカードがマイナ保険証になることについてですけれども、おっしゃるとおりマイナ保険証になりますと、マイナンバーカード自体の有効期限が10年間で、その中の電子署名が5年間になっておりますので、5年間でマイナンバーカードの更新作業をしていただくことになりますので、有効期限といえますか、マイナンバーカードの更新作業は必要になっていきます。あと、資格確認証ですけれども、こちらのほうは一応、来年の秋からマイナ保険証になりますが、マイナンバーカードを持っておられない方に関しては、資格確認証を使ってもらおうということになります。こちらのほうは申請主義になっておりますので、申請をしていただくことになっております。ですが、1年間は保険証と並行して運用するということになっておりますので、取りあえず1年間は保険証のほうは郵送させてもらおうということになります。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう一度聞きますけれども、これですね、資格ですね、保険の資格があるということも、これは黙っておっても来るわけですか。それとも申請しなければ、その資格証というのがもらえないんでしょうか、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。資格確認証は申請が必要になっております。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ結局、申請しなければ幾ら保険料を払っておっても、これは結局無保険者ということになるわけですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。無保険者というわけではありませんが、国民皆保険になっておりますので、無保険ってということにはなりませんけれども、病院のほうでは資格の確認をすることができませんので、病院によっては10割を払っていただいた後に、役場のほうで療養費として差額の、2割の方でしたら8割をお返し、1割の方でしたら9割をお返し

というようなことになります。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 全く今の政府はむちゃくちゃですね、本当に。本来、このマイナンバー保険証というのは任意だったんですよ。本人がこれを受けようというところが、こんな健康保険証の中にひもづけるっていうたらね、強制じゃないですか、これは。本当に、何ていうか、知らなかったら、例えば、防災無線でもあるだろうし、また文書も来るですけど、それをうっかりして何にもしてなかったら、結局、もう、何ていうんですか、人間でらずというような扱いをしようとするのが今の政府なんですよ。こんなばかなことをやるような政府のやり方について、憤りを感じ得ませんね。私は思うんですけども、こないだもあったんですけども、先ほど言いました「海潮音」でもあったんですけどね、本当に周知徹底をしていくという国の姿勢、これがないんです。しかもスタートのときは任意であったのを、いつの間にか強制せざるを得ないようにするという、こういう国のやり方、私は、行政のほうも先頭を切って、こういうことはやめるべきだということをやめるべきだと思うんです。もちろん声を上げれば、恐らく今の政府ですから、交付税でね、それを算定して減らすぞというような、恐らく脅しをかけてくると思うんです。こういうやり方に対しては、断固として、町民の私も一人としてなんですけども、ぜひ町民として、こういう国づくりは駄目だということ、声を上げようではありませんか。このことを主張して、私の一般質問を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を行います。再開は午後2時5分といたします。

午後1時46分休憩

午後2時05分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

2番、加藤学君の質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。議長より許可が出ましたので、壇上からの質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、緊急通報ネットワーク事業について。高齢化社会が進む中、緊急通報ネットワークで高齢者の見守りをしていくことは大切であり、これからもこの事業を利用していく

人が増えていくはずであります。しかし、南部町では、利用者数が横ばいが続いています。原因は何か。利用者数を増やすようにはどのように取り組んでいるのか。

具体的には、1番、現在の緊急通報システムの概要について説明を求める。2番、今のシステムは平成26年以前のもものと比較して、どのように違うのか。3番、県内の他の自治体のシステムと比べて、利用料はどうか。4番、南部町内には、この事業の対象となる世帯は何世帯あるか。現在利用している世帯は何世帯か。5番、今後、利用者数を増やすことにどのように取り組むのか。

緊急通報ネットワーク事業については、1番、2番の質問のほうで、執行部のほうから詳しい説明があると思いますが、今回この問題を取り上げたのは、現在までこの利用数があまりにも少ないということ、それから、他の自治体と比べて、この利用料金は一体高いのか安いのか。これについて質問をしたいと思いました。その結果、取り上げております。

2点目は、加齢性難聴者の補聴器購入の補助について。加齢性難聴について、以前、認知症の原因の一つに加齢性難聴が上げられるぐらいだったんですが、近年では認知症の軽減に補聴器を装着することが役立つこと、また、ひきこもりの原因の一つに加齢性難聴があることも指摘されています。現在、補聴器については安価なもので、片耳だけで3万円ぐらいのものから、両耳で30万円くらいする高価なものまでまちまちです。高齢者で年金で生活している人にとっては、多分購入が大変難しいと思われます。

これについて、具体的に加齢性難聴になる可能性の高い65歳以上の人は、南部町に何人いるのか。2番目、加齢性難聴の人に対して補聴器は必要と考えているのか。3番目、南部町で加齢性難聴の人が補聴器を購入する補助を求めます。

前回のときは、加齢性難聴の補助に関して、国に対して助成を求めるというふうに一般質問で取り上げましたが、今回は直接、南部町で補助を求めること、こういうふうな内容で一般質問で取り上げております。

3点目、予防接種事業について。現在、南部町の予防接種事業では、B類として高齢者肺炎球菌予防接種を行っていますが、近年、50歳代で带状疱疹にかかる人が増加しています。60歳までにかかる人、発症する人が3人に1人というふうに言われています。しかし、带状疱疹ワクチン接種費用は生ワクチンと不活性ワクチンと異なりますけれども、1回の接種で費用が5,000円、2回接種する場合であれば2万円ぐらいかかると言われています。南部町内で50歳以上の人、带状疱疹が発症する可能性のある方、50代以上の方で何人いるんでしょうか。2点目、带状疱疹ワクチンを接種している人を把握しているのかどうか。3番目、带状疱疹ワクチン接種

の補助を求めます。

これも先ほど言いましたけれども、带状疱疹にかかる、昔は胴巻きって言われてましたけれども、これを発症する人が近年増えています。私の周りでもこういった方が多く増えています。そういった中で、带状疱疹ワクチンの接種が必要であり、それに対する補助が必要であると思います。町に対して接種の補助を求めるものであります。

4点目は、農業者支援制度について。現在、南部町で農業者支援事業は、認定農業者、農業法人が対象になっているものが大変多い。また、国連では、持続可能な農業を推進する上で、家族農業を奨励しています。

具体的に、1番目、南部町では認定農業者や集落営農から農業法人になる場合、何が必要となるのでしょうか。2番目、そうなった場合、メリットは何があるのでしょうか。3番目、南部町で認定農業者や農業法人以外の農業者に対して、補助制度の補強を求めます。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず最初に、緊急通報ネットワーク事業についてお答えしてまいります。

初めに、現在の緊急通報システムの概要について説明を求めるの御質問についてお答えをいたします。緊急通報システムは、南部町にお住まいの在宅での独り暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、その方が急病または事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報システムの通報ボタンを押すことで、委託先の警備会社に連絡され、高齢者等の日常生活の不安の解消及び安全の確保を図るものです。

次に、今のシステムは、平成26年以前のものと比較して、どのように違うのかについてお答えをします。現在の緊急通報システムは、平成23年10月1日から運用をしています。それまでは緊急通報装置である電話機を対象者に貸与し、高齢者等の緊急時に対応する体制を同様に備えていましたが、通報先が健康福祉課、夜間休日は西伯病院であったことが現在と違うところです。

次に、県内の他の自治体のシステムと比べて、利用料はどうかについてお答えします。南部町では、緊急通報システムを設置されている利用者には、月額1,320円を御負担いただいています。また、備付けの非常用ボタンのほか、ペンダント型の非常ボタンも希望される場合は、ペンダント分として月額660円を御負担いただいています。県内では19市町村のうち18市町村が高齢者等への緊急時の通報システムを運用しています。利用者が負担する利用料については、利用者負担を求めない自治体から、月額2,000円弱の利用料負担を設定している自治体まで、

様々です。利用料については各自治体の運用の形態が同じではありませんので、一様に比較することはできないと考えています。

次に、南部町内には、この事業の対象となる世帯は何世帯あるか。現在利用してる世帯は何世帯かについてお答えをします。この事業の対象者である在宅での独り暮らし高齢者等とは、おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、並びに身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障がい者と定義づけております。令和5年4月30日現在の独居高齢者世帯は616世帯、高齢者のみの世帯は630世帯、これは1,340人になります。身体障がい者のみの世帯は2世帯、4名でございます。また、現在、緊急通報システムを利用している世帯は8世帯、8人でございます。

次に、今後利用者数を増やすのにどのように取り組むのかについてお答えをします。緊急通報システムの利用については、広報でお知らせをするとともに、ホームページでも利用を呼びかけています。また、不定期ですが、民生児童委員の皆さんにもお願いし、定例会でも必要な方が利用できるように、制度のお知らせを行っているところでございます。緊急通報システムを必要とする方へシステムの利用が行き届くように、引き続き広報等でお知らせし、利用の促進に努めてまいりたいと考えています。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入の補助についてお答えをします。

まず、加齢性難聴になる可能性の高い65歳以上の人は何人いるかという御質問にお答えします。令和5年5月末の住民基本台帳から65歳以上人口は3,971人となることを御報告します。

続きまして、加齢性難聴の人に対して補聴器は必要と考えるかという御質問と、南部町で加齢性難聴の人が補聴器を購入する補助を求めるといふ御要望につきまして、見解をお話いたします。まず、加齢性難聴の方が補聴器をお使いになることにつきましては、高齢者の日常生活動作や生活の質を上げることが期待されています。また、議員の言われますように、難聴と認知症が有意に関連するといった研究報告もあると聞いております。適切な補聴器使用は必要だと考えています。しかしながら、加齢に伴います症状は聴覚や視覚など人によって様々であることを考えると、単に補聴器購入補助ではなく、慎重に検討する必要があると考えます。したがって、障害者総合支援法において補聴器支給を行っておりますので、このことにつきましては現状で御理解をいただきたいと思います。

次に、予防接種事業につきましては、50歳以上の人口と带状疱疹ワクチン接種をしている人を把握してるのかについてお答えをいたします。令和5年5月末現在の住民基本台帳より、50歳以上人口は5,835人となっています。また、带状疱疹ワクチン接種を受けられた町民につい

ては、把握するすべがないため、実態は分かりかねます。

続きまして、带状疱疹ワクチン接種の補助を求めるという御要望につきましてお答えをいたします。带状疱疹は免疫機能が低下したときに、以前罹患していた水痘ウイルスが原因で起こります。高齢者が罹患されることで、後遺症のリスクはありますが、感染はしないとされているため、広く町民接種を推奨するものではなく、個人の判断で接種をお考えいただくことが適切かと考えます。県内では、日野町と江府町で補助をしておられると聞いておりますが、今のところ補助を行う予定は南部町ではございません。

次に、農業者支援事業について御質問をいただきました。

まず、1点目の南部町では認定農業者や集落営農から農業法人となる場合、何が必要となるのかについての御答弁をいたします。認定農業者制度は、農業者が5年後の農業経営目標を設定し、その実現のための農業経営改善計画を作成いただくこととなります。その計画を市町村等が認定することで、認定農業者となるのです。集落営農は、その名のとおり、集落などを単位としたまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産について共同で取り組むことをいいます。機械の所有形態や組織の運営方法、農地の利用調整など、その取組や組織の形態は様々です。

農業法人になる場合は何が必要かという御質問ですが、農業法人とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、広く農業を営む法人の総称を指すものです。組織の形態としては、会社法に基づく株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づく農事組合法人などに大別されますが、その設立には一般的な法人を設立する際の手続が必要となるものでございます。

次に、なった場合のメリットは何かについてでございますが、資金面からは、低利な公庫資金、一般的にスーパーL資金等と呼ばれていますが、この利用や、国、県等の補助事業の活用が可能となること、経営面からは、法人化することにより対外信用力の向上や人材の確保、経営承継の円滑化など、メリットとされています。また、農業法人の設立は、新規就農や雇用の受皿となるなど、地域社会の活性化に果たす役割も期待されているものでございます。

最後に、南部町で認定農業者や農業法人以外の農業者、これを家族農業という具合に定義されておりますが、これに対しての補助制度の補強を求めるについてお答えします。荊尾議員、三鴨議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、南部町の農業の将来、継続を考える上では、形態を問わず様々な形で取り組む農業者の参入と育成が重要な課題であると考えています。認定農業者や法人等以外であっても、収益性が期待できる取組など、次の担い手の参入や育成につながる事業推進を検討してまいりますが、新たな補助制度等につきましては、現状で御理解をいただきたいと考えています。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 加藤学君の再質問を許します。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。まず、資料を作成していただきまして、誠にありがとうございます。その中で、少しお聞きしたいことがあります。

まず、1点目、A3の資料の7番目の智頭町の分ですけれども、利用者負担1,700円になってますが、これはペンダント型の装置と、それから基本料金が一緒になってこの1,700円っていう金額になってるのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。智頭町のシステムにつきましては、本体とペンダントと一体で1,700円と聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番目の米子市の負担金額が1,500円っていうことになってますけれども、米子市の場合、現在新たにシステム移行を考えてるはずなんですけれども、それについて何か聞かれてませんかでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。米子市につきましては、6月1日現在のことを聞いておりまして、これからのことはちょっとまだ聞いておりません。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。資料としてつけていただきました鳥取県の取組のところなんですけれども、これ内容のところでは切れてるんですけれども、この後に事業の背景っていうのが入ってまして、これ具体的に県がどのようなことをやってるかっていうのが、この後に続いてくるんですけれども、その中の途中に県営住宅永江団地では、団地の高齢者の生活支援及び周辺地区の活性化を目的に、県と社会福祉法人こうほうえんが、令和2年6月1日より協定を締結し云々っていうのがずっと続いてまして、その最後のほうに、このところの月額使用料550円っていうのが出てきます。これ、県が今取り組んでいる分に関しては、今回資料を出していただきました日南町が使ってるシステム、これに近いシステムを使った場合、月額550円で示してやってるっていうのが、県が今やってるやつです。米子市に関して、これ私のほう、口頭で聞いたものなので文書ではありませんけれども、米子市も現在考えてるのは、他の市同様、倉吉市、それから境港市、鳥取市と同様に現在の金額を下げ、新しい県がやってるこのシステムに移行

するっていうふうに考えております。そこで、町長にお聞きしたいんですけども、今、米子市、これ1,500円って言いましたけれども、これは今、過渡期で、金額的には多分新しいシステムに移行して、新しい金額設定になるんだろうとっております。それから、智頭町1,700円っていうのは、これ南部町のシステムと同じで、ペンダントと合わせて、南部町の場合1,320円と660円ですから1,980円ですけども、智頭町では1,700円で大体やってるっていうふうに思っております。それから、一つ飛びましたけれども、大山町のところ、これ詳しく入っておりますけれども、大山町に関しても基本サービス、これ無料になってます。南部町の場合は出動料金が3,240円が、これが無料になっておりますけれども、大山町の場合はこの出動の費用が3,240円が逆に有料になってます。大山町は基本的には使用料は無料になってます。金額の話ですけども、今のところ陶山町長答弁で2,000円ぐらいの使用料っていうふうにおっしゃったんですけども、2,000円っていうところはありませんで、一番高いのが南部町なんです、金額的に他の自治体と比べて高いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。金額は各それぞれのやっているシステムの御負担をいただいている金額だなという具合に私の感想は持っていました。高齢者の条件が65歳以上で、御家庭の中で65歳以上いれば全部この対象になるわけで、私の家族も対象になるんだなと思って改めて見ました。そのような中で、南部町内の皆さんの安全や安心な暮らしを守る、補完をするっていったときに、どのような行政がサービスを展開し、そして住民の皆さんにはどのような御負担が必要なのか。いわゆる自助、共助、公助、こういう責任の分担といったものを、どのように取っていくのかといったことが悩ましいところだなと思って感じたところです。金額については、確かに少し高いなと思います。しかし、システムが安くなればそれでいいのか。誰でもこういうサービスを行政が積極的に取るべきなのかどうか。この辺りのところは御議論の必要なところだろうなと思いました。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 金額のことだけ言いますと、境港市がALSOK、岩美町がALSOK、南部町もALSOK、境港市は課税世帯が300円、非課税世帯はゼロ、岩美町は負担料ゼロ。システム全く同じなんだと思います。ちょっと手元に資料はありませんけど、そこに置いています、それでいうと、これ完全に比較できるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。いわゆるさっき言いかけましたけど、65歳以上の高齢者世

帯全部対象にするのかどうかっていったことだろうと思ってます。壇上でも言いましたけども、民生委員の皆さんが、ここのお宅はお独り暮らし、心配だよねだとか、そういうところを補完するという意味では、私は一定の効果はあるなと思います。しかし、一方で、本当にその65歳以上が全部対象で、その価格について行政が一部補完するべきなのかどうか。この辺りの議論が必要なんではないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） なら、金額の話から少し離れます。平成25年設置台数14台、平成26年14台、平成27年13台、今年が14台でしたか。予定も入れて17台だったと思うんですけども、平成25年からほとんど増えてませんし減ってもしません。もう横ばいです。何でこんな変わってないんでしょうか。さっき数字求めましたけれども、65歳以上の独居の方が616人、65歳以上の世帯の方が630あって、1,340人。これだけ考えると、これ増えるべきじゃないだろうかっていうふうに普通考えるんですけど、全く増えておりませんし、PRに関してまた後で聞きますけれども、全く増えていませんが、なぜなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。議員が言われますとおり、PRのほうもちょっと足りないのかなとは思いますが、今までどおりPRの方法は変えてきておりませんので、そういった影響もあるかと思えます。あと、実際に使われる方といいますのは、ケアマネジャーさんとか役場の職員が、この世帯、必要じゃないかということで相談に来られてスタートする方が多いもので、自分から手を挙げて必要だと言われる方が少ないように感じておりますので、周知の方法等ではないかと考えます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 5番目の質問で、広報、それからホームページ、民生委員会っていう取組について上がってるんですけども、広報、その他告知はどういった感じで年間されてるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。広報につきましては、毎年1回載せるようにはしておりますが、そのほかの民生委員さんは、毎年というふうにはなっておりません。定期ということではPRはしていないのが実態です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 多分、広報の方法については、今言われたとおりだと思いますけ

れども、それって平成25年からほとんど変わってないんじゃないかと思います。もう少し何か広報のやり方、変えるべきじゃないでしょうか。それとホームページのことが入ってましたけれども、ホームページに関しては、この間指摘したとおりですし、あと、民生委員会に関しましては、どこまで本当に話をされてるのか。これは福祉事務所のほうが窓口になるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。民生委員さんにつきましては、健康福祉課が所管をさせていただいております。民生委員さんは3年に一度替わられますので、その辺での周知不足はあるかと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、南部町では使われてるのが7世帯、2,000円で計算したとして、月1万4,000円っていう金額になりますけれども、全額無料にした場合、月額1万4,000円ですか。このくらいの金額になります。現在、利用者を増やすことが一番大切だと思いますが、この点に関して、陶山町長、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。さっきの人数の中から、この後も人数が出てきますけど、南部町の平均的な年齢というのは54歳あたりにあると認識しています。その高齢化の進んだこの中で、どの皆さんを公で、公助として守っていくのかという議論が必要だろうと思っています。非常に安全や安心に対して心配だという方もそこにはおられると思います。こういう皆さんには、きちんと公助の手が行き届くようにする必要があると認識しております。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 私のほうは、今回このシステムを導入しようと考えたけれども、月額1,300円から、ペンダントもやった場合2,000円近くかかる。それで、これっていうのはむしろ保険、掛け捨ての保険ですよね。掛け捨ての保険なので、これ戻ってくるわけじゃないので、ただ月々この1,300円なり1,900円なりの金額であれば、ちょっと高いので二の足を踏むっていうのが実際のところだと私思っています。今回ひとまず7人しかいないっていうのには問題があると思います。増やすためにはもちろんPRも必要ですし、その場合、他の自治体でもやってるぐらいの補助が必要だと思いますが、どうですか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど言ったように、他の市町村がどういう対象者に対してどのような補助をしてるのか、ここには対象者が書いてありませんので、南部町の対象

者は65歳以上の高齢者家族に限定をし、または障がい者だったですね。その方々がおられれば、この対象になるんだという具合に先ほど申し上げました。こういうその対象者をどこに持っているのかということでもまた違ってくると思いますし、議員が御指摘になったように、南部町のシステムは幾分か高いような、私も感じがしています。もっと安くて効率的なシステムがあるようでしたら、積極的にそういうシステムに転換する必要もあるだろうと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 対象者が分からないということですけども、私のほうで調べた資料で各自治体の分の資料を見ますけれども、ほとんどが65歳以上で、ほとんど変わっておりません。対象者に関してはどこも同じです。それとあと、若干高いということですけども、ALSO Kに丸投げしてるから高いのかどうかっていうのはまた別の話ですけども、とにかく高いということだけは、陶山町長、認識していただけたんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。認識するも何も、この中の条件が本当にどうなのか、これは十分に見ていきたいと思っています。各町が65歳以上の高齢者に対してどうアプローチしてるのか。自助、共助、公助をどう考えてやってるのか。この辺りのところをしっかりと見極めなければいけないと思っています。先ほど課長が言いましたように、南部町では民生委員さんであったり、御相談に応じながら、その皆さんの支えとして安心・安全を確保するために、このシステムを導入しています。実は、私が病院におったときにも電話でありました。夜、当直してますと、鳴り出すわけですね。すぐに、これ一大事だと思って出ると、ツーツーと誤報っていうのが年間に数回ありました。あれは何なのかって聞いたときに、この緊急通報システムで、ああ、そういうシステムがあるんだなという、私もそのとき認識した次第です。大事なものだと思います。大事なものだと思いますけれども、有効に、そして援助が必要な方のところに適切に届くものが必要だろうと思っています。それに対してはこれからも勉強していかなくちゃいけないと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） もう1点。特別障害者手当のときも、質問したときにPRの方法で、民生委員さんを通じてっていう回答が返ってきたんですけども、その後どうも話を聞いてみると、民生委員さんの会合の中で、特別障害者手当についてその会合を持ったとか、そういった話、具体的にほとんど聞いておりません。今回も民生委員会さんっていうのの名前が出てきておりますけれども、今回の緊急通報システム、これの告知に関して、ぜひ民生委員会さんの中で

ももう一度取り上げることをお願いしておきます。

次に、加齢性難聴についてです。今回、先ほどの加齢性難聴に関しては、5月末の時点で3,971人、それから、補聴器が必要があるか、報告がある。それから、高齢者の補聴器の補助は障がい者支援事業で行うということだったんですけども、前回、一般質問で取り上げたときは、加齢性難聴の方に対して、補聴器が十分役に立つのか、これを国が検証する、それを見守っていきっていくような、そういう回答をいただいております。今回、陶山町長のほうは、そういう役に立っている事例があるという回答があったんですけども、これは具体的に、加齢性難聴に対して補聴器を使うということは、これ有効であるということなんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。国のほうも調査等されて、研究をされておりました、その中で加齢性難聴と認知症については関係があるというふうに言われておりますので、この点で補聴器の使用については有効ではないかというふうに考えますし、研究の結果が出ています。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加齢性難聴に対して補聴器が必要であるという回答を今いただきました。それで、先ほどの壇上からの回答の部分ですけども、加齢性難聴、もしくは年齢を重ねた上で難聴になる、これに関してはいろいろ原因があるというふうな回答でしたけれども、これ、具体的にどういった内容なんでしょうか。前回いただいたところでは、飲酒とか喫煙とか、こういった内容を上げられて、そういったことが原因で加齢性難聴になるんだという回答をいただいていたんですけども。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。この難聴につきましては、そういった生活習慣病もあるかと思えますけども、多くは耳の病気の可能性があります。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加齢性難聴というのは、生活習慣病も含めて、それも含めて、年齢を重ねるから加齢性難聴になるというのが現実です。自分の周りでも高齢者の方で、耳が遠い方、多分何人も見受けられると思います。年を重ねると難聴になる方が増えているというのが実際です。こういった方が、今回可能性として、数字としてさっき出てきましたけれども、こういった数字がある以上、そういった加齢性難聴になる人が多く、それで、これからもそういっ

た方、増えるはずです。こういった方に対して、補聴器が有効である以上、それに対して補助は必要じゃないんでしょうか、どうでしょうか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。人生が100年時代になったわけですから、今、百歳体操の現場に回って、非常にお元気な皆さんとお話をして、やはり100歳はそんなに遠い話じゃないなと思っています。同時に、目がかすむ、耳が遠くなる、そのような事案は当然一緒に出てくると思います。免許証の返納の問題であったり、80歳を超えたあたりのところから免許返納の問題の話についても話題になることが多くなりました。その中で、加齢性難聴の方に対して補聴器はよく分かります。それを公助という形で、皆さんに広くするのかどうかといったところを御議論いただきたいわけです。本当にそれでいいのかどうか。自助と共助と公助のこの補完のバランスの中で、議員のおっしゃる意味合いはよく分かります。まずは共助であったり保険ですよね、保険であったり、そういうもの、介護保険であったり、そういう適用になるということであれば、それを適用しなければなりませんし、健康保険の中でできるということであれば、それを優先的にされるべきだろうと思っています。私からは以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 保険の話が出ましたけれども、前回、国に助成を求めるといいう話をしたら、陶山町長、それをやると保険金が高くなるから駄目だとかっていう、そういう回答だったと思うんですけども。あと、よその自治体の話しすると、さっきと同じような回答が返ってくるのかもしれませんが、前回、一般質問で取り上げたときは、10自治体もなかったと思います。今、自治体で補助を取り組んでところが大体100近くになってます。近所では日吉津村、それから大山町、それからあと、県内であと湯梨浜町が入ってます。金額的には、これは上限を20%とかっていうふうにして、2万円とか3万円を限度にして、それで取り組んでいます。このくらいの金額って言ったらまた叱られるかもしれませんが、こういった金額での補助は可能なんではないでしょうか、どうでしょうか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。五感の中にはいろいろな問題があると思います。加齢に伴うそういう体の障がいについて、耳に特化した補助を本当にするべきなのかどうか。目はどうなのかだとか、それから口の回りはどうなのか、いろいろな課題が出てくると思います。軽々に、では、加齢に伴う難聴に対して補助をするということには、今、賛同できない状態だと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加齢性難聴と一番最初に認知症の話が出ましたけれども、認知症にならないために、これ予防のほうの費用だと思います、加齢性難聴の方に対して補聴器の補助をやるのは。予防のほうから考えれば、これは認知症になった場合、そうなった人の面倒を見る場合、そっちのほうのお金の負担のほうが、多分はるかにかかることになると思います。であれば、加齢性難聴の方の補聴器の購入に対して補助をすること、これは別に金額的な話ではないと思いますが、どうでしょう。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。保険が高くなるといったことを、申し訳ありません、覚えてませんけれども、介護保険のことだと思いますよね。今、国会の中でもよくこの加齢性難聴の話が出てるといふ具合に承知しております。国の中でこの加齢性難聴と介護保険の安くなる、福祉としてやるべきだということであれば、これは私どもは何らかの方策を考えていく必要があると思いますけれども、そのエビデンスを用いて国の中でまだ議論してる最中でございますので、前回の答弁と重なりますけれども、この国の議論の行方をしっかりと見極めたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、予防接種の中で、今回、带状疱疹ワクチン接種の補助のことに關してです。今回、これは初めて取り上げます。取り上げた理由は、私の周りですととにかく带状疱疹になった方が多くおられるということが1つ。それと、带状疱疹にかかって病院に行って、すぐ带状疱疹だって分かればいいんですけども、分からなかって、それで別の薬を塗って帰ったとかっていう方もおられます。幸か不幸か私の母親は带状疱疹にかかって行ったら、すぐ带状疱疹だっていうのが分かったもんですから、その日1日2回点滴を打っただけで、それで大事には至りませんでした。今、带状疱疹になる方が増えてます。こういった中で、带状疱疹のワクチンの場合、5,000円から2万円ぐらいの金額になりますけれども、これ、補助するの大変必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。確かにこの带状疱疹になられると、ちょっとぴりぴりした痛みだとか神経痛とかがあったり、あと、後遺症ですか、長引く方が2割おられるという点では、生活に支障が出るのではないかと考えます。ただ、これは人に感染するも

のではないと言われておりますので、そこら辺では公費をつぎ込んでといいますか、個人の判断で後遺症なるのが嫌だと言われる方は受けられるのがいいかなというふうに考えます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今も言いましたけれども、带状疱疹になってるのかなってないのか分からないで、それで病院に行って分かればいいんですけども、分からなかったっていうことがあったっていうのが1点と、それから、これはほかの議員の受け売りですけども、带状疱疹になった場合の治療薬が大変高い。これも先ほどの加齢性難聴の補聴器の補助と同じで、これ、带状疱疹にかかって、その後、単純に1日点滴を2回打って、それで治まればいいんですけども、そうでならなかった人、この後の人のほうが大変苦労される。それから、治療薬も大変高価なものである。そういう意味から、これもやっぱり予防の意味で必要であると思っておりますが、いかがでしょうか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。研究はしてみますけれども、世の中にはワクチンは、山ほどいろいろな種類のワクチンがあります。これを予防のために全ての皆さんにこのワクチンを提供することを行政が率先してするというのは、非常に危険だろうと思っています。ワクチンの効果というもの、きっとあるんでしょうけれども、いわゆる胴巻きに対する、テレビでもこの頃やっていますよね、テレビでもね。こういうワクチンを打ちましようっていう。それがどのぐらいの効果があって、リスクがあって、さらには皆さんのリスクをどのぐらい軽減することができるのか。それに対する費用がどのぐらいかかるのか。そういうところは健康福祉課のほうで検討してみることはやぶさかではないと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） ぜひ前向きに検討していただきますよう、よろしく申し上げます。

最後に、農業者支援についてですけども、先ほど壇上からの回答で幾つかありました。その中で、南部町で認定農業者になる場合、何が必要かっていうところで、会社、農業法人になる場合、いろいろあるっていうふうな説明がありました。メリットのところですけども、スーパーL資金が使える、それから、県と国の補助が使える、それから、信用が上がるっていうことになってるんですけども、それで、南部町のほうの中で、現在ある農業者支援事業ですけども、これ、資料が幾つかお渡ししてると……。昨年の9月の決算書の中で、農業者対象の事業が幾つか上がってると思うんですけども、これらの事業の中で、認定農業者、それから農業法人、それ以外に対象になる事業っていうのは幾つぐらいあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。それ以外のということでちょっと御紹介をしますと、直接的な個人に対する補助金という形ではないのも含めて紹介させていただきますが、事業でいますと地産地消奨励事業、これは食材供給を絡めた事業ですけれども、個人農家さんが供給いただくことによって所得向上を図るといような事業でございますし、それから、汗かく農業者支援事業、ちょっと令和4年度は水稻を外しておりますが、これの中の農地改良といった部分については農業者さんであればということで御活用いただけるのではないかと考えております。それから、今回の議会でもたくさん出てきていますが、中山間地域直接支払い、それから多面的機能交付金、こういったものはちょっと組織加入が必要になってきますが、それぞれの農家さんがそういった組織に入っただき、共同で実施していただくことで利用可能だというふうを考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、課長のほうから言われました地産地消奨励事業、それから、汗かく農業者支援事業、それから、中山間地等、それから、多面的機能、今この4つが上がってきておりますけれども、中山間地、それから、汗かく農業者支援事業、これは果樹栽培がメインです。御存じのとおり、昨年は汗かく農業者支援事業の中で、新型コロナの予算を使って、一般の水稻を作ってる方の機械を買って補助するっていうのがありましたが、今回ありません。それと、中山間地に関しましては、南部町農業再生協議会、それから多面的機能、これに関しては地域住民ということで、団体が対象になってます。私が求めているのはこれじゃない。一般の農業者、普通の農業者、私のほうでは家族農業っていうふうに言いましたけれども、家族農業が対象になる農業支援事業っていうのはどんだけあるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。昨日から農業の問題で御議論をいただきました。大方の議論の中で、いろいろな単語が出てくるので、今日は家族農業というお話が出てきました。一般的に日本でいう家族農業でいえば、家の中でおやじが一人、農業やっても家族農業だということになりますけれども、議員も御存じのとおり、いわゆる世界的な家族農業を何とか支えようという風潮というのは、家族で営む専業農業です。専業で、農業で、家族で営んでおられる農業を、ヨーロッパのほうでは徹底的に支援していこうと。それが地域を守るんだと。そういう思想が流れてると思っています。昨日から話が出ています中でも、大規模法人と、それから主業として農業の経営をされる方、さらには飯米農業、いわゆる自分のところで家庭菜園の延長のように野菜

を自給自足をし、お米は自分や家族や孫や子や、それから親戚にも配るんだと、こういう方たちもおられます。どこを守るのかっていうのは非常に難しいんですけども、これまでの南部町の考え方としては、販売農家を支えていかななくてはいけない。それは、これまでの南部町の産業は農業なんだと。そして、お米がその中の主だと。2020年の農業センサスで6億6,000万円の売上げを上げています。これは断然トップが水稻栽培です。しかし、その面積の割にお金にならないといったところが農業の課題になっているんだろうと思っています。私はもっと有効に、多面的機能であったり、中山間地は場所が限られますけれども、農業機械を共同で維持管理するか、いわゆる経営として農業を考える場合であれば、共同で機械を管理するような、そういうことをやっていかなければ、一戸一戸の農家に一個一個のトラクターの補助であったり、大型の草刈り機、これからはロボットの草刈り機の時代が来るかもしれません。そういうものを補助をするというのは非常に無理があるわけです。そういうところを十分に御理解いただきたいなと思っています。

○議長（景山 浩君） 加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 今、機械の補助が出ましたけれども、私のほうは、反当たり4,000円ぐらいの補助っていうのをもともととは言ってたんです。そのほうから話は、ちょっと機械の話になったんですけれども、まず、現在南部町のほうで、耕作面積についてですけども、大体1,000ヘクタールあるっていうふうに聞いておりますが、この1,000ヘクタールのうち、私、家族農業っていう言葉使わせてもらってますけれども、これは昨日、三鴨議員が使っておられました小規模農家とか、そういった言葉と同等に扱ってるつもりで言ってます。適当な言葉がなかったんで、私、家族農業っていう言葉使わせてもらってますけれども、現在、南部町で約1,000ヘクタール耕作地がありますけれども、これ、普通の一般の方が耕してる面積ってどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私が手元に農業センサスのデータ持ってますけれども、2020年のデータでは、水稻が508ヘクです。ソバが20ヘク、大豆が15ヘクというような、小麦が6ヘクですか、そういう水稻が508。ですから、実際に水田と名前がついてるところで作られてるのが2020年現在で約540ヘクタールぐらいですか、ということになるうと思っています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） その大部分の方が補助がない、人数的に小さく作られてる方の補

助がほとんどないんじゃないでしょうか。これは昨年の3月議会で荊尾議員に対する回答のところで出てくるんですけども、1ヘクタール以下が約700戸、1ヘクタールから5ヘクタールが70戸、5ヘクタール以上が11戸っていう、これ数字が出てくるんですけども、このうち認定農業の方が、昨日6戸でしたか、そういう数字がたしか出てきてると思います。それから、田んぼが980ヘクタールあって、これの半分が大規模、もしくは認定農業者、もしくは農業法人のほうで作られてるっていうような話だったと思うんですけども、南部町の中で水稻を作ってる半分の面積に直接の補助がないんじゃないですか、どうですか、陶山町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。補助がないのではなくて、先ほどから言ってますように、国の政策の中で多面的機能であったり、中山間の直接支払いであったり、それから、再生協議会の、何ていいましたっけ、国からのね、ソバの転作だとか、ああいうことに対する補助、こういうものがあるわけで、それが今ないっておっしゃるのは、機械の購入費に対して補助がないじゃないかということだったら分かりますけれども、補助がないということはないと思います。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 話が一番最初に戻るんですけども、一番最初私が質問したときに、先ほど汗をかく農業者支援とか、それから地産地消とかっていうのが出てきました。これらのほとんどが再生協議会であったり、農業者組織、集団であったり、それから農業者組織団体であったり、団体に対しての補助なんです。だから、個人に対する補助がないんじゃないですかっていうのが私の質問の内容です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。個人をターゲットに絞った補助というのは、基本的にはないと思っています。農業の認定農業者であったり、そういうものは確かにあるかもしれませんが、議員がおっしゃるように、個人を絞って補助をするということはないと、このように認識しています。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） それは陶山町長、機械を購入するときの補助っていうことだと思うんですけども、私のほうが、これは今回の質問の中で出てませんけれども、反当たり4,000円ぐらいの補助が必要ではないかっていうのが一番最初のそもそもの私、この質問、取り上げた内容なんです。個人的に補助っていうのが、その部分で必要じゃないでしょうかっていうのが、まず、第1の質問です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 1反当たり4,000円の根拠は分かりませんが、私の感覚としても4,000円あれば、それは農家の皆さんも励みになる。大変いいことだろうと思います。それぐらいしか申し上げられません。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、1分を切っておりますので、まとめてください。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 時間がないので最後。昨日から農業関係、質問されてるのが私で4人目か5人目だと思いますけれども、その中で陶山町長、後継者を育てるっていう話をずっと言われてます。その中で、これとうとう一般質問で間に合いませんでしたけれども、米価に関してです、あくまでも。米価下落、去年の3月の時点で、1ヘクタールで約23万円売上げが減ってます。この金額が今どこまで戻ってるか、これも聞きたかったんですけども、もうほとんど戻ってません。こういった状態の中で、将来、新しく後継者に入ってもらいたい、新規就農にして入ってもらいたいっておっしゃってますけれども、今、何か仕事をされてる方で、それぞれ仕事を持っておられる方が、わざわざこんな赤字になってる農業、特に米作のほうに、新たに入って後継者になろうっていう方、いらっしゃらないと思います。それには何らかの補助が必要じゃないでしょうか。これで時間切れですけども、何か。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。明治大学の小田切先生がいろいろ御指導もいただいています。今、新たに就農する方々の、特に60歳以下といいますかね、若手と呼ばれる皆さんは、ほとんど農業経験がない皆さんです。ですから、普通一般的で言えば、私が農家のせがれで生まれて、その子供が農業をおやじと一緒にしながら農業を継いでいくっていう形が崩れているわけです。ですから、そこをどうやるのかっていったところが、先ほど約600ヘクタールほどの水田、500ヘクタールでもいいと思います。この水田を水田の形で残さない限り、南部町の景色は一変してしまうわけです。ぜひともそれを維持するためには、今までの同じやり方や考え方では守れない。ですから、半農半Xであっても、それから大きな集団を営むところであっても、農業の後継者をどうつくっていくのかっていうのは、もちろん一つには利益もありましょう。もう一つには、それから、次の時代に農業集団である集落の中に入って行って、その中で一緒に支え合っていけるような、そういう環境も必要だと思っています。多様な価値観の中で、若い人たちの生き方というのは変わってきてますので、ぜひ、諦めるのではなくて、何かに事を見つけてでも、若者たちに南部町の農業を継いでもらおう。これが一番の課題だろうと思っています。移住や定住ば

っかりじゃなくて、地域の皆さんの中で農業を継いでよかったと思ってもらえるような、そういう環境をつくっていくのが一番の課題だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 以上で、2番、加藤学君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で、本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって、本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日14日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時10分散会
